

(第八部)

第一百二十六回

參議院農林水產委員會會議錄第五號

平成五年四月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

大久保道彦君
四月八日 辞任

村沢
牧君

補欠選任 風間
吉村剛太郎君 本岡 昭次君

農林水產大臣	田名部匡生
農林水產省經濟局長	真鍋武紀
農林水產省農蚕園芸局長	高橋政行
林野庁長官	馬場久萬男
水產庁長官	川合淳二
労働省大臣官房	王天

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

浦田 永田 菅野 三上 林 良雄君
久光君 隆雄君 紀子君

事務局側	局次長	安定期業職務省備考
常任委員會専門員	岡山光	茂岡山
防衛施設管理課長	片岡	岡山
建設省住宅局住宅生產課長	金丸義彦	金丸義彦
自治省財政局調査室長	林孝夫	林孝夫
省吾社本	省吾社本	省吾社本

本日の会議に付した案件

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

野間	佐藤 吉村剛太郎君	前田君 一井淳治君	○林業改善資金助成法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
谷本	稻村 稔夫君	○沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	
村沢	巍君 牧君	○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
本岡	昭次君	○漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案	
風間	昶君		

会を開いたわけであります。そこで、その目的は利害関係者の意見を民主的に聞くということあります。

そこで、去る三月三十日の公聴会は冒頭でもめたわけであります。いろいろ問題がございました。その原因は、その目的意義であります公聴会の意見を聞いて、その結果によつては今回の解禁しようとする政府の意図がその公聴会の意見によって左右されるのかどうか、そのことについて

○参考人の出席要求に関する件
案(内閣提出、衆議院送付)

まず紛糾したわけであります。

○委員長(吉川芳男君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案、林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三上隆雄君　本日は林業二法案の審議が主題でありますけれども、委員長のお許しを得て、緊急

を要する問題と私は解釈しておりますから、短い時間ではありますけれども時間をちょうどいいとしたので、あえて質問したいと思つております。
そこで、私は何か政府の今回の公聴会の進め方、それは最初に輸入ありきというのを前提として、植防法で規定されている、公聴会を開かなければなりません。

ての質問でありますけれども、先般の三月三十日にいわば輸入解禁のための最後の日程といいますか、セレモニーといいますか、その公聴会が開かれたわけであります。

セレモニーとしてやつたのではないかという、そういう疑惑を持たざるを得ないわけであります。

そこで、その公聴会をやるまでに、それぞれの主産県にあるいは利害の関係者に少なくとも説明

していいないコドリンガと火傷病の防除体制が確立したとの理由で、輸入制限を解禁するために公聴会を開いたわけであります。そこで、その目的は利害関係者の意見を民主的に聞くということになります。

そこで、去る三月三十日の公聴会は冒頭でもめたわけであります。いろいろ問題がございまして。その原因は、その目的意義であります公聴会の意見を聞いて、その結果によっては今回の解禁しようとする政府の意図がその公聴会の意見によって左右されるのかどうか、そのことについて

実に今まではそれぞれの市町村、地方議会が反対決議あるいは意見書の採択をする動きがなかったわけありますけれども、今統々と反対の意見書が採択されています。

私の考え方としては、少なくとも三年前ですか、沖縄のウリミバエそれからミカンコミバエのような、あのような状況をつくって初めて解禁すべきだという、そういう立場に立つて今回の公聴会に関する問題を四、五点質問したい、こう思つております。

前段申しましたけれども、最初に輸入ありきといいうそういう前提で開かなければならなかつたその理由ですね。それには、さきの委員会でも質問したように、前農林水産大臣の近藤大臣がニュージーランドへ行つた際に、もはやのつびきならないその交渉をしてきたんではないかという疑惑さえあるわけありますけれども、先般の委員会で大臣の復命書を提出願いたいという私の提案に対してまだ返答がございません。それはどうなつか。もし、大臣にそれができないとすれば、同行者がおるはずでありますから、その人の復命書を提出していただきたい。まずこのことについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(高橋政行君) まず、近藤元農林水産

大臣がニュージーランドに行かれまして、その際にリソングのことにつきましてかなり何か約束みたいなものがあつたんじゃないかというようなお話をございますが、これも前回御答弁申し上げましたけれども、平成三年の四月二十九日から五月六日まで日豪閣僚会議に出席のために豪州に行かれまして、その途中で四月三十日から五月一日にニュージーランドへ立ち寄られました。その際にニュージーランドのファルーン農業大臣と会見されまして、日本とニュージーランド間の農林業関係の問題につきまして幾つかの点について話し合ひをされたというふうに聞いております。

それで、そのときにリソングの話はどうだったのかということございますが、前にも申しました

ように、大臣から直接な復命書というようなもの

はございませんが、我々は関係者からも聞きまし

たところ、その際にリソングの検疫問題についてもが採択されています。

私の考え方としては、少なくとも三年前ですか、沖縄のウリミバエそれからミカンコミバエの

ような、あのような状況をつくって初めて解禁すべきだという、そういう立場に立つて今回の公聴会に関する問題を四、五点質問したい、こう思つております。

前段申しましたけれども、最初に輸入ありきとくください。

○政府委員(高橋政行君) 今のお話は、あくまで

もそれは技術的な問題でありますよと、技術的な

問題であつて、それによつて輸入が先になるとか

後になるとか、そういうことではないというふうな意味ではないかと思いますが。

○三上隆雄君 限られた時間でありますから、進

みたいと思います。

先般の公聴会は、最初申請した公述人が六十

五、六名、私は定かな数字を持つていませんけれども、当日三十

ども、そうであつたわけですけれども、当日三十

日参加したのは三十六名で、そのうち意見の公

述を発言されました方は二十一名で、それからもつと

公聴会に参加しても意味がないということでそれ

ぞ退席して、最終的に六名でしたかな、最終的に

に公述に応じた人は。

○政府委員(高橋政行君) 今お話しのように、実

際に出席した方は二十一名で、そのうち意見の公

述を発言されました人は七名で、そのうち意見の公

述を発言されました方は二十一名で、それからもつと

公聴会に参加しても意味がないということでそれ

ぞ退席して、最終的に六名でしたかな、最終的に

に公述に応じた人は。

○政府委員(高橋政行君) 今お話しのように、実

際に出席した方は二十一名で、そのうち意見の公

述を発言されました人は七名で、そのうち意見の公

述を発言されました方は二十一名で、それからもつと

公聴会に参加しても意味がないということでそれ

ぞ退席して、最終的に六名でしたかな、最終的に

に公述に応じた人は。

○政府委員(高橋政行君) はい。三月三十一日に

二十二名全體で出席されておりまして、そのうち

の二名が学識経験者ということで出席をしてまし

た、こういうことでございます。

○三上隆雄君 そこで、この問題も含めて紛糾し

たわけであつて、生産者のほとんどというより生

産者のすべてがこういう不公平な運営の仕方、そ

れから公聴会の意味も不明確な中で、これはこの

公聴会に参加しても意味がないということでそれ

ぞ退席して、最終的に六名でしたかな、最終的に

に公述に応じた人は。

○政府委員(高橋政行君) 今お話しのように、実

際に出席した方は二十一名で、そのうち意見の公

述を発言されました人は七名で、そのうち意見の公

述を発言されました方は二十一名で、それからもつと

公聴会に参加しても意味がないということでそれ

ぞ退席して、最終的に六名でしたかな、最終的に

に公述に応じた人は。

○政府委員(高橋政行君) 私はこのようない状態ではこの公聴

会はやっぱり無効であると、こう判断せざるを得

ないと思うんです。したがつて、これからもつと

広く国民に周知徹底せしめて、この重大な問題を

かかっている局長とも交渉して翌日開催するこ

とに、二日目の翌日は十九名より出なかつ

た。しかも、その十九名は農水省が依頼して費用

弁償まで払つた人も含めて十九名でありますか、

その費用弁償を払つた人は何人おられますか。

○政府委員(高橋政行君) 公述会における出席の

状況でござりますが、ただいま先生のお話にござ

いましたように、三月三十日は、全体で公述した

いといお申し込みのありましたのは六十五人で

いたいことになつておりますので、我々はそ

規定に従つて公聴会を開催したのでございまし

て、その点については法律上問題はないんじやな

いといお申し込みのありましたのは六十五人で

いたいことになつております。

それで、そのときにリソングの話はどうだったのか

といいを申上げた方は二名でござります。

主張していただいて、米等を含めてそういう国際ルールをつくることに御努力願いたい、こう思います。

立したたといふことでありますから、最終的にはそこになるわけですから、いずれにしても、入ってくるもの、それを見てどうするかといふことは最終的な判断だということに私は考えております。

は、第一義的には森林の公益的機能を重視して地球環境保全をする施策を積極的に展開すべきである。さらにもう、国産材時代の実現と組み合わせた国内の林業が成り立つような条件整備を行なうべきである。今、大臣から答弁があつたけれども

業労働者についてもこの流域の林業活性化協議会のメンバーにする必要があるという御意見がございまして、私どもいたしましても、流域における関係者の合意のもとで参加し得るということです、都道府県等と連携を密にしていろいろと会議

○國務大臣(田名部匡省君)　あくまでも技術的な問題でして、それをもつとして輸入を禁止するということは新たな国際摩擦に発展しかねない問題でありますから、技術的に処理するということを御了解いただきたいと思うんです。

○村沢牧君 今、森林・林業は民有林、国有林を問わず衰退、荒廃をきわめて危機的状況に陥っている。このことは、木材輸入の急増による国産材価格の低迷、あるいは林業労働力の絶対的不足などによって、林家はまさに経営意欲を失つていい。国有林は財政収支の回復のみを重点を置いて

そこで、具体的に伺つていくけれども、今話がありました森林法の改正によつて、民国一体となつた流域管理システムによる活性化協議会組織が発足しているけれども、その進捗状況はどうなつか、またその事業の実行状況について述べてください。

現在の六十七の流域林業活性化協議会のうちで三十二の協議会におきまして林業労働者の代表の方が参加し、協議を進めているところでございます。

いうものは、これはガットということになるわけでありまして、その中で一般的には、関税措置あるいは国内農業保護のほか、生産調整を行つてゐるものは数量制限を認められているわけであります。現在、どういう貿易ルールをつくるかということでウルグアイ・ラウンドで交渉が行われておられます、が、御案内のように、ダンケル合意案においてはすべての国境措置を開税化するということが示されておりまして、私どもは、米のような基礎的な食料あるいは国内で生産調整をやつている

そこで、大臣、森林・林業の現状について大臣の認識をお伺いしたい。

○國務大臣(田名部匡省君) 林業をめぐる状況でありますけれども、木材価格が低迷しておる、あるいは経営コストが増大しておって林業の採算性が悪化いたしておることは御案内のとおりであります。そのことによつて、山村の過疎化、そういう経営の合理化が進められている。こうした中で森林・林業の荒廃を招いているというふうに思ふんです。

○政府委員(馬場久萬男君)　ただいまお尋ねのありました流域林業活性化問題でございますが、私も森林法を改正いたしましてこの流域管理システムを確立しようということで、流域林業活性化推進事業というものを展開しているわけでございます。これは、御案内のとおり、森林・林業関係者の自主的な協議によって、流域単位に林業あるいは林産業の活性化を図っていくということで、全国百五十八……

○村沢牧君　長官、そういうことは知っているか

表も参加させている。
そこで、林野庁は、既に協議会を結成しているところ、あるいはこれから結成しようとするところに林業労働者の代表を参加させる、そういう指導をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 流域林業活性化協議会の構成につきまして、基本的にはそこの流域の関係者の合意によってメンバーが決まるわけでござります。それで、その協議会の性格、目的からして必要のある場合には林業労働者の代表の方も

境措置の例外とするよう主張しているわけです。ところが、こうしたものについては開港のみによる国も、そういうルールをつくることに今努力をしているんですね。けれども、いずれにしても、御案内の

うものが流行し、林業の担い手が減少し、あるいはそのことによってまた高齢者ばかりが山村に残る、こういう現状でありまして、森林所有者の經營意欲が減退し、適正な森林の管理への影響が実は懸念されておるわけであります。

このために、一昨年改正された森林法に基づいて

○政府委員(馬場久萬男君)　はい。百五十八地域のうち、平成四年までに六十七地域におきまして活性化協議会を設置いたしまして、そこで現在積極的な取り組みを展開しているところであります。

が、私どもいたしましてはなるべく幅広く関係者が参加することが望ましいというふうに考えておりまして、都道府県とも連携を密にしながら、その旨それぞれの地域におきます活性化協議会の構成についても指導してまいろうと考えていると

ように、アメリカのサクランボにしても、チリのブドウ、あるいはキウイフルーツ、レモン、いろんなものが現在まで入っておるわけでありますて、それはそういう基準をクリアしたものについて認めておるということであつて、この基準をクリアしないものは、これは一切輸入するわけにはいきません。したがつて、最終的には日本に入つてくるときにコドリンガ、火傷病というものが有るかどうかというのは最終判断になるわけでありまして、それがないようによく相手国が防除技術を確

て、森林の流域管理システム、こういったものを確立し、これを基本にして造林でありますとか林道、そういうものの計画的な投資、あるいは林業の担い手対策、木材の低コスト・安定供給体制の整備、そういうことを総合的に講じながら林業を振興し、あるいは森林の公益的な機能、そういうものを適切に發揮されるよう努めてまいりました。い、こう考えております。

○村沢牧君 そういう現状の中から、今の森林・林業の危機を克服して林業の振興を図るために

ただ、この六十七地域の中でもまだ事業活動といふところまで至っているものは少のうございまして、これはむしろ平成五年度から具体的な事業化を進めていくというところが実情でございます。
○村沢牧君 林業の活性化について重要な課題は林業労働力の確保、担い手の育成強化であるといふふうに思います。したがって、流域林業活性化協議会に林業労働者の代表を参加させるべきであると思いますが、現状はどうですか。
○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のよう、林

○村沢牧君 林業団体はとくに保守的なところがあるんですね。林業労働者というと何か我々とは違うというような感覚を持つたところがありますが、これからはそうではなくて、林業の担い手の労働者、その代表を参加させることによってその地域の林業経営をどうすべきかということが大事になってくると思うんですよ。私もそういうこと二、三のそういう協議会にも林業労働者を入れなさいと言つて要請したことがありますけれど

も、ぜひ林野庁も、これから私は林業労働力について質問してまいりますけれども、大事なことですから、林野庁の指導によつて林業労働者もその活性化協議会に入れて、これから地域の活性化を図つていく、その指導をもっと強くやるべきだと思う。

もう一回答弁してください。

○政府委員(馬場久萬男君) 先生の御指摘の点はよくわかるわけであります。先ほど言いましたように、その地域の林業関係者の合意がないと役所が入れると、私ども思つておられます。ただ、あくまでも労働者の代表も含めた幅広い関係者の参加が望ましいよということは指導してまいりたいと思います。

○村沢牧君 もちろん地域のそうした構成員の合意があることは必要だけれども、そのことが大事だということを私は強く申し上げておきます。

それから、流域管理システム構想を生かして活性化協議会の方針を実行に移すためには、思い切った国の助成拡大と指導が必要であるが、どのように考へていますか。

○政府委員(馬場久萬男君) 私どもといいたしましても、流域管理システムの確立普及という点でいろいろと努力をしておるところであります。その取り組みを支援するという意味で、他の流域に先んじて流域林業活性化センターを設置して、基本方針を定め、それに基づいて森林整備、あるいは林業振興のための具体的な施策をやつていこうと、いう流域につきましては、我々の持っています公共事業あるいは非公共事業の中で必要なものは優先的にそこで実施するようにしていこうというふうに考えておりまして、昨年の十月に林野庁長官名で「森林の流域管理システムの推進について」という通達を出しまして、そこで、これはもちろん県内のいろいろな事情があるわけでございますが、県内で流域管理システムの推進のために必要な地域については、補助事業の採択、あるいは進歩率のアップ、その他事業の優先実施を行うこと

ができるということで、各県の補助事業等についてそういうことを進めようという指導を行つたところでございます。

○村沢牧君 森林整備五ヵ年計画、これが発足しを優先させるんですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 確かに、昨年私ども森林整備事業五ヵ年計画を立てまして事業の実施を図つているわけでございます。今申しましたように、流域林業活性化センターを設置して、基本方針を立てて森林整備に取り組むという具体的な体制が整つたところにつきましては、四年度五年度ともございますが、なるべくそういうところへ事業が優先して集中的に行えるようすべき年度ともございまして、最終年度に回される地域においては、森林整備五ヵ年計画に開

またそれでは足りないということになりますれば、それはその時点においてそういう地域にどうするかということを考えいかなくちゃいけないというふうに思つております。

○村沢牧君 活性化協議会をつくるについて、おくれた地域はやむを得ないと、いう答弁だけれども、しかし、林野庁は一年間にどのくらいの活性化地域をつくっていくんだということを出して、それに伴う予算も出しているわけですね。地域が好んでおくれさせているわけじゃないんですよ。あなたたちの計画に従つてだんだん年次がおくれていくんだよ。だから、おくれたところはいろいろ公共事業の配分にしてもおくれてもやむを得ない、と、そういう考え方をおかしいんじゃないですか。それだったら、もっと活性化協議会を五年

か、それだったら、もっと活性化協議会を五年六年度において全部つくらせるようにやつたらどうですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 確かに、予算的には五ヵ年で全体の地域にするということで、一年三ヶ月所というような計画を立てておりますけれども、現実に体制が整つたのをこの計画のために待たせるとか、そういうことは私どもは考えておりません。

したがいまして、各地域において熱心に取り組んでいた結果、そのセンターが予算の予定数よりふえたたら、それなりに必要な措置は我々はとらなきやいかぬというふうに思つております。それで、その計画は一応の予算上のめどでござりますが、年によって早く進めばやることもありますし、おくれれば若干翌年に回すこともあると、その辺は運用は彈力的に行ってまいりたいと思っております。

○村沢牧君 林野庁長官の答弁、納得できませんね。五年間で活性化協議会をつくりますというあなたたちが一つの方針を出した。したがって、各府県はそれに基づいて、平成七年までの計画、何年度にはどこをやろうというとの計画を立てておられますよ。それだったら、最初から意欲に燃えたところは全部つくれと言えど二、三年ででき

ちゃっている。今になつてそんなこと言うたらおかしいですね。ですから、これからも平成六年年度で全部やつてしまつということがあつたら、林野庁はそれにこたえますか。

○政府委員(馬場久萬男君) 事務的に予算を確保する場合に、大体どういうめどでどのくらいにするかという計画をつくるというのは、これは事務的なやり方としては私どもいろいろな事業においても行うわけでございまして、このセンターの設置につきましてもそういう計画を一応持つてゐるわけですが、先生仰せられますが、おもに本当にその計画のために各県が本来やるべきものをおくらせしていくということがあるかという点でございまして、この計画をつくるために、私たちもそういうことはないんだろうと思っております。

○村沢牧君 長官がそういう気持ちだとすれば、だからこれから流域の活性化を図るために活性化協議会を早く促進しなさいという指導をしてくださいよ、今までの言つてのことと違うんだから。その点をしっかりとこれから指導してください。

さて、そこで、森林の持つ公益的機能や国土保全という立場から見るならば、森林・林業政策はひとり林野庁だけでなく政府全体で考えるべきことである。林野庁が森林・林業の活性化のためいろいろな施策を考えてみても、政府の財政方針のシーリングのもとではなかなか事業費を拡大することはできない。

そこで、国土庁、林野庁、自治省が提携して森林・山村検討会を設置して、林野庁の従来の事業あるいは新規の補助事業に加えて、自治省所管の交付税を適用する、あるいは国土庁が対策を立てることによる、そうすることによって森林・山村対策を講じようとしていることは、私たち社会党もかねてから要

は我々の政策課題でございまして、今後とも一層そのための施策を充実してまいりたいと思っております。

○村沢牧君 どうもその辺の答弁がはつきりしていません。

そのほか林業を営んでいる人、林家戸数は二百五十分戸あるといふんですけれども、本当に林業を営んでいる人はわずかである、あるいはまたその後継者は極めて少ない。それからまた、林業への他産業からの新規参入を期待をしている。今度の資金でも新規参入青年も貸し付けの対象にしておりますけれども、新規参入といつても三ヵ年平均で百五十名内外ということで、そんなに大きな期待を寄せることはできないと思いますね。その内容については一々質問いたしません。

そこで、提案されている改正法案は厚生施設資金だとか研修費、経営資金等の貸付対象者を拡大していく、あるいは貸付限度額の拡大、こういうことをしようとするものであります。その内容に私は反対すべきものはないと思う。しかし、今まで答弁のあったような担い手の現状はさらに厳しいものがあります。こういう見通しの中から本法改正が担い手確保にどういうふうに結びついていくのか、そのことを明らかにしてください。

○政府委員(馬場久萬男君) 確かに、担い手の現状は委員御指摘のように非常に厳しいのがざいます。基本的には、他産業に比べて立ちおくれております。労働環境の改善でありますとか、雇用の長期化・安定化でありますとか、あるいは林業労働の持っているイメージのアップでありますとか、さらに地域で安心して生活できるような定住環境の整備でありますとか、非常に幅広い政策課題があるわけでございます。

しかし、具体的な施策として我々がやりますのは、林業労働者を雇用する事業体の経営の安定化、そして作業の機械化による労働の軽減あるいは労働環境の改善というようなことが課題になっているわけであります。今回の法律はこれをもつ

てすべてに対応するわけではございませんが、從来からやっていますいろいろな労働力確保の政策に加えまして、流域を単位として林業事業体が体質強化をしていくための平成五年度からの

林業担い手育成強化総合対策の実施とか、あるい

はいろいろな補助事業の補助単価の引き上げと

が、先ほどお話をありました地方交付税措置等に

に基づきます担い手のための資・基金の創設であり

ますとか、そういういろんな施策の中で我々は、

無利子資金を新たに林業に加わってくるにも貸

せるようにしよう、あるいは福利厚生施設につ

いての融資の額をふやそう、対象をふやそう、ある

いは初度的な資本投下に必要な資金も貸そうとい

うような意味でこの金融施策を考えたわけでござ

います。

したがいまして、今回の私どもの提案いたしま

した法律は、こういう労働力の確保、担い手の確

保という面から見れば全体の中の一部でございま

すが、これをもって新しく林業をやろうという人

あるいは今一生懸命やっている人にとってプラス

になるだろうというふうに考えているところでござ

ります。

○村沢牧君 林業労働者がこういう現状の中にお

いて新たに無利子資金を設けましたと、これは遅

過ぎたんですね。農業だって農業の担い手のた

めに改良資金などによって既に無利子資金をやっ

ています。だからもうっと指道性を發揮してそうしたこ

とができるようにしなければならない、このこと

を強く要請しておきましょ。

○村沢牧君 その辺になると極めてあいまいで、

長官も林業の労働の実態をよく知っていると思いま

すが、社会保険の適用なども随分おくれていま

すね。だからもっと指導性を發揮してそうしたこ

とができるようにしなければならない、このこと

を強く要請しておきましょ。

そこで、自治省の先ほど答弁の中で交付税措置

で森林整備の担い手対策のために基金の設置を講

じようとしているんですけれども、既にこの種の

基金は社会保険の掛金助成だとか退職金の上乗せ

だとか年末一時金を始めいろいろな助成も行って

いるんですね。自治省が講じようとする財政措置

との基金との関連はどういうふうになりますか。

○説明員(林省吉君) 御指摘のように地方公共団

体の中には自主的な取り組みといたしまして林業

後継者対策あるいは林業労働者対策のための基金

を既に設置している団体がありますことは承知を

いたしております。

今回の私どもの措置は、このような地方団体に

おける対策の充実を支援しようとするものでござ

いました。

それから、労働省が見えておりますので伺いた

いと思うんですが、環境資源を守るために、あ

るいは木材の生産、森林の育成を図るためにも労

働者対策が急務になつておるんですが、御承知の

よう民间労働者の労働条件は劣悪のまま保持さ

れているんですね。労働基準法の適用をされると

いうことは非常に結構ですが、その適用の内容を

説明してもらうとともに、労働省としても林業労

働者の労働条件の改善、あるいは雇用の安定、安

険でありますとか雇用保険等の問題があるわけでございます。私どもこれらの問題につきましてはこれまでいろいろな意味で努力をしてきておりでございます。

例えば国が行っています補助事業におきますこ

とでございます。

○村沢牧君 そこで、自治省の方針によると、林

業就業者数を考慮する、これは当然のことで、林

野面積を指標としてつくるということになつてい

ますが、各都府県の基金は必ずしもそういうこと

になつておらないんですが、この整合性をどうす

るんですか。

○説明員(林省吉君) 私ども先ほど申し上げまし

た五百億円を各県にお配りをすることになるわけ

でございますが、その場合、今回の措置の目的が

保険料あるいは就業条件のための経費といふもの

は、いわゆる諸経費率ということで補助事業の中

に含まれます。

○説明員(林省吉君) ういう労災保険あるいは雇用保険等の積算におきま

すます見方というようなものも改善をしてきている

ところでございまして、例えば民有林の造林補助

金などで森林組合が受託して造林する場合の社会

保険料あるいは就業条件のための経費といふもの

は、いわゆる諸経費率といふことで補助事業の中

に含まれます。

○説明員(林省吉君) ういう労災保険あるいは雇用保険等の積算におきま

すます見方といふことで補助事業の中

に含まれます。

○説明員(林省吉君) ういう労

話の出ましたように、それぞれ関係機関において

もいろいろと御努力いたたいておりますし、我々も今回御審議をお願いしています林業改善資金の制度の充実というようなことも含めまして林業労働力対策あるいは担い手対策ということをやつておるわけでございまして、政府としましては、特別の立法をするというまでもなく、それぞれの措置によって、予算、金額ある、は猪俣制度等を整じ

まして林業の担い手の育成確保に取り組んでまいりたいと思っております。

○村沢牧君 中小企業には中小企業労働力の確保法という法律が既にあるんです。そこで、林業労働法という法律が既にあるんです。そこで、林業労働法

労働者の雇用の安定、労働環境の改善、教育訓練の実施等をするために、日本社会党は林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案、これを国会に提出しようと思つて今準備をしているんですよ。したがつて、この法案の概要については林野庁、労働省に提出してありますので目を通してこられたと思いますが、こうした立法措置がどうしても必要である、財政措置、行政措置だけではだめだと思いますが、我々の考え方について両省の御意見があつたら聞かせてください。

○政府委員(黒塚久蔵君) 社会党において林業労働者の就労条件の改善に関する方針を立て、また計画を作成して、雇用の安定を図るためセンターアを設置するといふようなことを主たる内容とする法案を検討されているということは承知しております。

私どもの考え方は、今も申しましたように、いろいろな制度で現在やつておりますので、これは法制度もありますしいろいろな補助制度もござりますが、そういうことで、一つの法律をつくらなければできないということではないというふうにあります。

○政府委員(岡山茂君) 林業の労働者の減少の問題、あるいは高齢化が進んでいく中で、特に若年者を初めとする林業労働者を確保していくといふことが非常に大切だというふうに私も考えております。

四庫全書

ます。そのためには、林業につきまして若年生がこれから一生を託していくに足る魅力ある職業を開拓していくことが大事であろうといふふうに考えておるところでございます。私どももいたしましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、これまでと違いまして、新しい事業を実施することにいたしております。特に、林野庁初

め関係行政機関におきましていろいろと新しい施策も講じられるところとなっておるところでござります。それらの施策と連携をいたしながら、雇用関係の明確化あるいは雇用の安定、労働条件の

改善、福利厚生の充実、あるいは研修、その他、林業事業体の雇用管理の改善を一体として進めて進めることで、林業事業体の雇用問題を根本的に解決するための相談、指導あるいは調査、研究、研修、そういった内容をふさわしい団体に委託をしてしまして実施していくといったような内容で、先ほど申し上げましたとおり予算も増額をいたしましたして推進をいたしていくこととしたとしておるわけでございます。この施策につきましては、林業関係者の御意見も参考にしながら、新しい視点で進めていこうということにして、いろいろとごぞいます。

私ともいたしましては、ますこの施策の推進に全力を挙げてまいりたいと考えているところでございます。

ら持ち上げていくんですよ。私は与野党の皆さん方に協力願つて、政府が嫌だというならこっちでつくりますよ。そんな必要でないなんて、そんな答弁があるのか。そうして、そういうことをしながら、林業労働者の本当の安定確保はできないん

すよ。ですから、もう一回答弁してください。

――何から入澤次長の本委員会における答弁書会議録を持っていますから見ますか。
○政府委員(馬場久萬男君) いや、結構です。
○村沢牧君 次長が言つたことだから、長官はばらめだということですか。
○政府委員(馬場久萬男君) 先ほど申しました。うて、林業労働力の確保のため、あるは坦てては、

の確保のために我々もいろいろ努力をしていましたし、また社会党におかれましてもいろいろ検討されているということは十分承知しているわけですが、

ただ、私が申しましたのは、今いろいろな形
施策をしているんで、必ずしもそういう法律がなくな
くともこれらの施策はやつていけるというふうな
考えているということを申し上げたんで、立法を
ついて直接とやかく申し上げたつもりはござい
ません。

ただ、重ねて申しますようございますが、
我々もここ数年いろいろな施策の充実を図つて、
林業労働力対策あるいは担い手対策ということにつ
いて努力をしてきているわけでございまして、こ
そいう点を総合すれば新たな立法がなければな
れません。

きなしかどいはなくともかなりのことをや
てきているというふうに思つてゐるものですよ
うら、そのように申し上げたつもりでござります。
○村沢牧君 立法がなくともできるといふんなら、もつと積極的にやればよかつたじやないですか。林野庁が手をこまねいてるから、だから治省も労働省も応援してもらつたことは結構だな
れども、そんなことを言つているからだめなん
よ。ですからこういう必要な法律はつくつ
く。私どもはこの法律ができるようやりますよ
うら、その推移を見ておつてください。

時間がありませんから、最後に一つだけお伺いします。

者が民間事業まで流域管理システムで一緒に仕事をする。これが、まちづくりの新しい手筋

をすべきだと思う。そこで、これも森林法特別措置法の改正の際に、平成五年二万人というけれども、平成五年を見ずして林業労働者の実態はどうか、そのことを踏まえて検討すべきではないかと私が質問し要請したところ、当時の小澤長官は平成五年を待たずして検討いたしますと言つてゐるけれども、二万人本制をあくまでやつて人を減らす

らしていくんですか。林業労働者の実態がこうな
んだから、国有林もひとつ余り人を減らすことを
やらずに民有林のお手伝いもしようと、そう
いう気になるのかどうか、その点についてお聞き

○政府委員(馬場久萬男君) 国有林野事業の要員の問題と、それから民有林を含めての労働力問題と、非常に難しい問題でございますが、私ども、国有林野事業、これは事業特別会計ということであつておりまして、その改善合理化という点から要員規模の適正化ということは避けて通れないというふうに考えております。今お触れになりましたように、現在の改善計画のもとでは、平成五年度末におきまつて二万人規模の体制にしようといふことで現在努力をしているところでございま

今、先生の仰せられました、民間において人がいないから国有林野事業の人をそこに使うということも含めてどうかというお話をございますが、これはなかなか国有林野事業の職員の労働の問題といたしましては難しい問題もございまして、私も直ちにそういうことについて可能であるというふうにも申し切れないところでございます。事業としての觀点からいいますと、国有林野事業につきましては平成五年度末二万人規模実現ということはあくまでもやつてまいりたいというふうにす

○村沢牧君 最後に一言申し上げておきます。
　　民国一体となって日本の山を守つていこうとい
う流域管理システムなんですよ。だから、国有林
の現場の作業員を民有林で使えないとかなんと
思つております。

か、そんなことを言つてることが既に発想が悪いんですよ。国有林だからひとつ入って山やろうという人がおるんですね。国有林の労働者はどんどん減らしていく、民有林の受け皿がないんですよ。ですから、二万人体制を何としてもやるんだということじゃなくて、林野庁が発想の転換をして、国有林労働者も民有林の仕事もやろうと、そういうふうに発想の転換をしなきゃ林業労働力の確保なんかできませんよ。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○一井淳治君 森林・林業の振興のために、若

い後継者が集まつてくるように賃金を他事業並みにしていくこと、あるいは年間を通じて仕事を確保すること、さらには機械の導入ということが非常に大切であると思います。そういった中で昨年は景気対策のための補正予算が組まれ、今年度予算でも公共事業が非常に重視されているわけですけれども、林野庁の側におかれましては、予算編成あるいは公共事業を発注する場合に、森林組合やあるいは林業で働く人たちによい仕事が回つていくよう御配慮を十分にしてもらわなきゃいけないと私は思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 私どもとしまして、

林野庁のいろいろな事業、予算で事業をとつてお

るわけでございますが、国が直接やる事業あるいは補助事業等ございますが、これらにおきまし

て、今仰せられたように、森林の適切な維持管理を図つていくための林業労働力の確保ということが非常に重要なと思っておりまして、その予算内

容におきましても、補助事業等におきまして、賃金等については、なるべくそういう森林組合等の賃金につきまして引き上げを図るというようなこ

ともを考えながら予算編成をしているところでございます。

○一井淳治君 私の出身地の岡山県ではこういう

事例がありましたので、御紹介をしながら質問を重ねていただきたいと思いますが、岡山県の場合は林家が非常に規模が小そろございまして、森林組合あるいは林業労働者に余りうまみのある仕事とい

うのは少ないわけです。県内では、吉井川流域において、例えば、現在、機械化をどうするかという論議が進んでおるわけですが、しかし仕事ができない。機械を購入しようとすれば、その機械を償却していくだけの十分な仕事が年間通してあればいいんですけども、仕事がないということで一つの壁に当たるわけです。ところが、最近、この同じ流域で、どうも国有林内だと思われるんですけども、一つの林野庁発注の事業が始まっています。それは堰堤をつくったり管理道をつくったりする相当大規模な事業で、地元の業者は全然関係なしに、遠方の都市部の建設業者が来て、大型機械を使って作業をしているという状況でございます。

この流域管理システムにつきましては民有林と国有林が協力し合うということがあつたんですねが、それからまた近くには間伐とか除伐とか、要能なわけなんですねけれども、そういったことはしないでおいて、遠方の建設業者がもうかるという仕事が出てまいりますと、これから活性化協議会をつくってやるうじゃないかと頑張ろうとしている人たちにとっては非常にショックなわけでございます。そういったことで、もう少し活性化協議会などで頑張っているところには細かい配慮をします。そういったことで、もう少し活性化協議会などとつぶつてやるうじゃないかと頑張ろうとしている人たちにとっては非常に細かい配慮をします。それから最近、木材あるいは南洋材が輸出国の環境対策の問題とかあるいは輸出規制などから、大変日本国内の価格が高騰しているわけござります。その実情を聞きたいわけですが、全部言うていただきますと大変なことになりますので、米ツガ材、米松材それからラワンの十二ミリの型枠用合板を例に引いて、最近の国内価格の値上がりの状態についてお伺いいたしたいと思います。

また、小売段階では手に入らないという声も聞こわけですけれども、そういうことについても

どうせなら森林組合等に回つていくような仕事で地域に配慮していただきたいといけないと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今、具体的な事例の

お話をございました。具体的な事例については私

ども定かでございませんが、林野庁の事業で公共

事業というのがよくあるわけでござります。これ

は大体いわゆる資本金で言えば一億円以下の中小企業に属する方々によって担われております。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるようになります。

今お話をありましたまず米材、米松、米ツガで

の公共事業のうち金額で九九・六%が一億円以下の中小企業に請け負われている、また特別会計の方の公共事業でありますと九六%がそういう方々によって担われているということをございます。どちらかというと、林野庁の事業は国有林野事業につきましても治山なり林道なりそれぞれ山間部の小規模な事業が多うございます。担当の営林局のブロックの中にいる業者の方に受注していただいているというのが大部分の実情だというふうに認識しております。

今、先生の御指摘になつたような事例につきましては、どのように行われているか一度調べさせていただきたいたいと思いますが、全体としてはそう

いう意味で地元の業者の方々に請け負つていただいているというのがほとんどだというふうに私は考えております。

○一井淳治君 最近の景気対策の中では景気の牽引力になります消費拡大をということが言われておるわけですから、そういった観点からしましても、都市部の大型機械を使って人間も余り使わない建設業者に仕事が行くのではなくて、地元の多人数の人力を使う公共事業に林野庁の予算が回つていくように一層の御配慮を賜りたいとお願ひいたします。

それから最近、木材あるいは南洋材が輸出国の環境対策の問題とかあるいは輸出規制などから、大変日本国内の価格が高騰しているわけござります。その実情を聞きたいわけですが、全部言うていただきますと大変なことになりますので、米

ツガ材、米松材それからラワンの十二ミリの型枠用合板を例に引いて、最近の国内価格の値上がり

の状態についてお伺いいたしたいと思います。

また、小売段階では手に入らないという声も聞こえます。それから、我が国の合板の殊に良質の

ものの原料になつておりますサバ州の丸太でござりますが、これは突如でございますが輸出が本年

一月から禁止になりました、そのためには急激に上がつてきましたとございまして、ラワン材

採を制限したらという勧告を受けておりました。

それによって伐採量が減ったということが一つござります。それから、我が国の合板の良質の

もののが原料になつておりますサバ州の丸太でござりますが、これは突如でございますが輸出が本年

一月から禁止になりました、そのためには急激に上がつてきましたとございまして、ラワン材

三倍近い値上がりになつてきています。

ただ、これは産地価格でございまして、国内におきましては今のところ同じ平成五年三月と四年

三月とを比べますと、米松で国内価格は一二六、

米ツガで一六、ラワンで一四三と産地に比べば上がり方が少ない形になつてきています。

ます。

合板でございますが、これは国内へ今丸太を入れて、それを製品として売っているわけでござりますが、殊にコンクリート型枠用に使いますいわゆる厚物と言われる十二ミリ以上の厚さのものでございますが、これは平成四年三月に比べますと平成五年三月で一三八という数字でございますから約四割高くなっているということでござります。合板につきましては、急激にこれも昨年の十月以降値上がりをしてきましたが、それではむしろ昨年初より年中の方が下がったぐらいでございましたが上がってきているわけでございます。これは、国内で建築業の方々あるいは家具業の方々が、非常に物が不足するんではないかということで我々の方にも何とかしてくれといふことを言わされましたので、我々はことしの一月、二月、三月と各団体個別に需給事情あるいは在庫の状況等を聞きました。いやしくも安定供給に支障のないようについてことで国内の合板メーカー団体それから輸入合板を扱っている会社に対しまして、とにかく物がないというのは一番困るところ……

○一井淳治君 対策は後でお聞きしますから。
○政府委員(馬場久萬男君) そうですか。そういう状況でござります。

○一井淳治君 今、国内価格について御説明がありましたが、これはどういう価格なんでしょうか、御段階価格なんですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今私の申しましたのは、私ども農林水産省で調べております木材価格というものでいわゆる卸売価格と言われるものでござります。

○一井淳治君 我々のところには工務店等から型枠用合板等が小売段階で大変上がっていると、先ほどは四割程度と言われましたけれども、我々の耳に入っているのは、地域によっては八割とか九割、そしてもう全然品物がない、注文しても半分しかくれないと、そんな深刻なことを私どもは言われておるわけなんです。林野庁の方では、流れ

通対策をする場合には問屋等の価格だけをつかんでおつてもいけないんで、末端の小売価格についてももと情報収集をしてきちんとした統計数字を持っておかないと適切な対策ができないんじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 確かに、物の価格としていわゆる卸段階と小売段階とあるわけでございまして、両方正確につかめればよろしいわけですが、木材のようなものにつきましては小売段階というのは非常に細かく分かれていますので、なかなかその把握は難しいというようなことであります。従来流通段階では卸段階の価格をとらえているわけでございます。

○一井淳治君 今回の木材の値上がりの問題で

も、我々と林野庁との間では大分見方が違うな

いらしいなという感じがするわけです。それは結局

情報が卸段階から入っていない、したがって

末端の深刻なことが耳に入っていないということ

だと思います。統計数字をどのように集めるかは

別にいたしまして相当程度のものを、林野庁とし

ても小売段階の価格とか品不足を集めてもらわな

いと適切な対策はできないと思いませんので、そ

の点の御配慮を十分にお願いしたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 外材の値段が上がっ

たことに引かれて国産材が値上がりしているので

はないかということをございますが、確かに国産

材の中でも杉につきましてはややおくれて価格が

上がりつつあるということは事実でございます。

○一井淳治君 我々のところには工務店等から型

枠用合板等が小売段階で大変上がっていると、先

ほどは四割程度と言われましたけれども、我々の耳に入っているのは、地域によっては八割とか九

割、そしてもう全然品物がない、注文しても半分しかくれないと、そんな深刻なことを私どもは言われておるわけなんです。林野庁の方では、流れ

私どもも住宅業界の方にこの二月に、最近の値上がりについてどういうふうに考へておられるかといふわけじゃないんですけれども、長崎県の方から手紙が来ております。ヒノキですが、昨年の十月に三千五十円であったのがことしの二月には四千七百九十円になっている、そういう報告を受けておりますけれども、これは伝票までは手に入れていないわけです。ですから、今申し上げましたように、末端の小売価格の実情をもう少し真剣に見てもらわないと適切な対策はできないと思思いますので、その点を重ねて要望しておきたいと思いま

す。

○一井淳治君 これは私も伝票まで手に入れていしましてもっと情報収集をしてきちんととした統計数字をとっておかないと適切な対策ができるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 確かに、物の価格と

していわゆる卸段階と小売段階とあるわけでございまして、両方正確につかめればよろしいわけですが、木材のようなものにつきましては

小売段階というの

は非常に細かく分かれていますので、その点を重ねて要望しておきたいと思いま

す。

○一井淳治君 これは私も伝票まで手に入れてい

しましても、波及効果が非常に大きいというので、建設省でも例えばことしは住宅金融公庫の融資枠

を一万戸ふやすとか、あるいは予算全体では二万戸近く新築住宅をふやすような御努力をしてくだ

さつているわけでござります。それで、景気対策

の観点からしてこんなふうに木材が上がってきて

すと非常にぐあいが悪いんじゃない、木を差す

結果になるんだからうかということが第一に心配されます。それからもう一つは、値上がりが

非常に急激でありますから、需要者の間に木材離

れを起こすとか、あるいは林業、木材産業それか

ら木造住宅産業によくない影響を及ぼすんじやな

かるうかということを心配するわけでござります

けれども、建設省の方がきょうお見えだと思いま

すが、建設省の方ではどのような対策をお考えな

のか、御説明をいただきたいと思います。

○説明員(社本孝夫君) 最近の木材の値上がりに

対処しなくていいわけでござりますが、住

宅全体の価格という面で見ますと、木材の使用費

というのは大体住宅価格の二割程度でございま

す。したがいまして、仮に計算をいたしますと、

例えば押しなべて住宅の木材が二割上がったとい

うことになりますと、住宅価格全体に及ぼす影響

は五分の一でございますので、四%程度と

なるわけでござります。計算上でござります。

建設省の方はこれでお帰りいただいて結構でござります。

木材の流通対策は何といいましても林野庁が主

管官庁でございまして、非常に今回の対策については責任があると思いますけれども、林野庁に対してのこの値上がりに対する対策あるいは効果について御説明をいただきたいと存じます。

木材は貿易徴収内のとおり輸入は自由化され
おります。したがいまして、我々としましては、
数量的な規制措置といふのはないわけでございま
すので、四半期ごとに從来から主要な木材の需給
の見通しを作成して公表する。それから、民間の
機関を通じましてその需給の情報の収集、そして
また業者に対する提供というようなことをしながら、
需給なり価格の安定を図ってきた。いわば情報
報を集め、与えるという形で価格の安定を図つ
てきたわけでございます。

今般、先ほど言いましたような急激な変化でござりますので、各団体から幅広く現実の需給の動向それからそれに對する各団体の対応の仕方等についてヒアリングを行い、またこれは業界にとどまらず需給なり価格が安定していくことが必要なわけでございますので、その安定のための対策を協議したところでございます。

とりわけ安定についての要請が関係者、ユーナードから強い合意につきましては、それぞれ合板メーカーの団体あるいは輸入を扱っている会社といふものにつきまして、少なくとも物の不足、あるいはないというようなことになつてはいかぬこと、いうことで、必ず相談窓口というようなものをつくりまして、ユーナードから物がないというようなことがあれば適切に対応するようという指導をいたしました。

また一方、先ほどお話をいたしましたマレーシアのように、国内事情等もあって急遽輸出を制限するというようなことをしたところに対しまして

は、外交ルートを通じまして、この輸出について
従来と同様に我が国に対する輸出をするようになると
いう要請をし、あるいはなぜそなつてているのか
という情報の収集を依頼したところでござります。

実は、効果というお話をございましたが、二月、二月はややそういうことで関係者は非常に大変だということであったわけでございますが、こへ来てやや高値安定ではありますけれども、ましては需要筋からの苦情もなくなってきておりまして、やや落ち着いた状況になつてきていると、いうふうに思つております。

ただ、先ほども言いましたように、何せ外国が

それぞれの国の事情によって輸出を抑えるという
ことでござりますので、今後について決して楽観觀
は許されないわけでございまして、引き続き各方面
面の情報の収集あるいは輸出国に対する輸出の要
請等は続けてまいりたいというふうに思つております。

○一井津治君 最近はとにかく一般的な経済界の状況が不況が基調でありますし、ビルやマンションなどあるいは株の関係も非常に需要が停滞しておる。季節的にも一月と二月は不需要期でありますので、こんな時期に木材に限って値段が上がるといふのは非常に異常な状態ではなかろうかと思います。供給の減少が起こるということを読んで商社さんや問屋あたりが在庫の積み増しをやつたということが原因ぢやないかと思いますが、ヒアリングの過程でちょっとこれはひど過ぎるなというようなことがあります。供給の減少が起こるということを読んだときに、どうでしようか。
○政府委員（馬場久萬男君） 私どももヒアリングを行ふ場合も一番その点を、万が一にもこういう状態に便乗するようなことをあってはいかぬといふことで、意を用いてヒアリングをしたところでござります。木材関係者というのはユーダーと流通業者と取引がかなり持続的なものが多いわけでございまして、私どもが聞いた限りにおいては決してそういうようなことはしない、むしろ通常の在庫

庫を少し減らしながら顧客に物を出しているんだ。
○一井淳治君 そのあたりのヒアリングをもう少
し徹底してもらわないとヒアリングの意味がない
んじゃないかなうかと思います。結局、現在高
くなっている材というものは安いころに輸入したもの
が大部分であって、それが業者の中に眠っている
間に高くなっているというのが大部分ですから、
買いだめ、売り惜しみ、価格操作というものがあ
るわけですから、そのところをつかみ出すまで
ヒアリングをやつてもらわないと、何のためのヒ
アリングかと言われても仕方がないんじゃなか
るかと思います。業界がだめだったら、あるいは
業界傘下の大手の企業とか商社とか、そこまでヒ
アリングを伸ばしてもっと厳重にやつていただき
たいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 私どももヒアリング
の際、先ほど申しましたようにそういう点につい
て注意して聞いたつもりでございます。また、ヒ
アリングをする対象団体も、需要者側、いわゆる
家具工業連合会でありますとか建設業協会であります
とかあるいは木造住宅産業協会とか、そういう
うエーラー側の団体が十団体、それから流通関
係、これは木材の市場の連盟でありますとか売買
の組合でありますとか合板の商業組合とか、流通
が三団体、それから供給側、これは国内の森林工
業連合会も含めますし、また輸入商社の集まりで
あります輸入協会も含めまして八団体、それぞれ
呼んで聞いたわけでございます。

私ども今までのヒアリングの段階では、先ほど
申しましたように、むしろ通常の在庫を減らして
でもユーザーに物をつないでいるというふうに聞
いておりますが、委員御指摘の点についてはさて
おきに今後ともよく留意して業界と話ををしていきたい
と思っております。

○一井淳治君 我が国では木造住宅というの是非
常に零細な工務店が大部分を担当しているわけです
す。零細な工務店は、現在は契約段階に比べて相
当木材が上がっているということで泣きながら

庫を少し減らしながら顧客に物を出しているんだ。
というような話が多うございました。
○一井淳治君 そのあたりのヒアリングをもう少し徹底してもらわないとヒアリングの意味がないんじやなかろうかと思います。結局、現在高くなっている材というのは安いころに輸入したもののが大部分であって、それが業者の中に眠っている間に高くなっているというのが大部分ですから、買いだめ、売り惜しみ、価格操作というものがあるわけですから、そのところをつかみ出すまでヒアリングをやってもらわないと、何のためのヒアリングかと言われても仕方がないんじやなかろかと思ひます。業界がだめだったら、あるいは業界傘下の大手の企業とか商社とか、そこまでヒアリングを伸ばしてもっと厳重にやつていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
○政府委員馬場久萬男君 私どももヒアリングの際、先ほど申しましたようにそういう点について注意して聞いたつもりでございます。また、ヒ

層強力な対策を要望いたします。

次に、林野庁やあるいは森林開発公団が発注される作業について労賃単価を上げてほしいという要望でございますけれども、これにつきましては三省協定賃金で決まっておって、建設関係の労働者からも低過ぎるという要望をよく聞いているわけなんですが、ここでは林野庁に限つて質問をしたいと思いますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 林野庁関係の事業を行ふ場合の単価の問題でございますが、二つございまして、一つは、民有林の事業に対する補助を行っているわけでございますが、その補助のときの積算の単価をどう見るかという問題、それから国有林等でみずから事業をやっている場合の単価をどう見るかという問題がござります。

まず最初に、今の民有林の関係でございますが、民有林の例えれば造林事業について補助事業を行つてあるわけです。この標準単価というものについては非常に低いというお話が従来からありますて、我々も予算上の労賃については非常に苦慮しておったわけでございますが、平成五年度におきましてはこの単価を約二割引き上げるということができたわけでございます。造林の単価一割引き上げというのはかなりなものでございますが、それによりまして一応標準単価を引き上げました。

あとは今度は地域別の実勢賃金に基づいて、地域において全国平均に比べますといろいろ高低がござりますので、それを配慮してやるようにといふことを都道府県に指導しているところでござります。また、民有林の事業の中で、治山事業、林道事業、こういうものにつきましては、今委員仰せられました三省庁の賃金というものによるといふことで從来からやつておりました。これは都道府県ごとの三省庁の協定賃金によつて事業を行つたりしないよう、あるいはせっかくふえたつある木造住宅の振興の気風がそがれないよう、一層強力な対策を要望いたします。

というふうに考えております。

また、国有林の方につきましてでございますが、国有林の単価につきましても地域の実情に応じてやるということになつておりますが、これは

国有林とそれぞれ契約する民間事業体との間でどういう積算単価を用いるかということになりまして、かなり地域的になるわけでございますが、原則としましては地域の民間林業労働者賃金を基礎として決定するということです。従来やつてまいりました、民間林業労働者の賃金というのは比較的地域においては低うございますので、平成四年度からは他産業の賃金水準も配慮して順次見直しを行ふようについてことを指導しているところでございます。

○井淳治君 結局、若い後継者が集まるには何といいましても賃金が基本であります。ほかの産業に負けておつては人は集まらないわけでございまして、これは政策的な目標ですけれども、今長官が言われましたように、引き続き上げる努力をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、人事院勧告の場合には、四月の民間賃金を調べて、そして春闇の賃上げがない場合には五月か六月にかけて積み残し調査といふのをやって、それで結局春闇での賃上げ分を全部調査した上でこれを官に反映するというシステムです。しかし、この三省協定賃金のやり方は、前年の十月に調査をして、最近は六月と十月に調査しているようですが、十月分を例にとりますと十月に調査をして、そしてそれに基づいて四月ごろまでの時点修正をして少し傾斜をかけて賃金を上げているようですね。その金額で九月ごろまでをずっと決めていくわけなんですね。そうすると、春闇賃上げ分を四月から十月ごろまでは加味しないまま契約をしていくことになつてゐるわけで、半年おくれになつていて、半年おくれになつていると思うんです。ですから、そういうたったの決定についても検討いただいて何とか是正をお願いしたいと要望させていただきたいと思います。

それから、補助金単価については査定係数とい

うのがございますけれども、この査定係数を有効に使われて打開を図つていただきたいといたい

う要望をここでさせていただきたいと思います。

それから次に、森林で働く作業員の方々の各種の保険や厚生福利費なんですかけれども、これが今まで合計しますと一五・五五%になつておるんですね。だから、一六%の諸掛かりをしてもらつても

○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のように、民

間の林業事業体におきます社会保険、労災保険でありますとか雇用保険等についての加入率等を見

ますと、大変他の業種に比べて低いという実情に

あることは私ども承知しているわけでございま

す。

先ほども話にありましたとおり、我々国有林の事業

業を民間の事業体に委託する場合もそういう社会保

険料についてきちんとやることを指導しな

がらやつておるわけでござります。国の具体的な

補助事業等におきましてはこの点配慮していくな

らうかに思つておるだけです。そこで、この諸掛けり費と

いう中で見る。要するに、本来の事業費に諸掛け

り費というのを上乗せするわけですが、そういう

ことで見ると、この辺が最高ではないかと思ひます。

年度において従来一四%という諸掛けり費を一

六%に二%上げるというようなことをしたわけで

ございます。

また、治山とか林道、これはほかの公共事業と

同じですが、その法定の福利費につきましてはそ

れぞれの法律に定める所定の率で積算をする、予

定単価をつくるというふうにしておるところでござります。

したがつて、国の事業あるいは補助事業につい

ては逐次繰り込むように努力しておるわけでござ

りますが、民間事業体が民間事業としてやるもの

については、先ほど言いましたように、国有林の

事業の請負をするような場合に指導していくと

いうような形をとりながら、逐次これらの林業に働

く方々の社会保険料等についての充実を図つてい

きたいというふうに考えております。

うふうに言つておるわけではございませんで、逐次改善の努力をしてきておるということをございます。

○井淳治君 現場においては、これをふやすと林家の負担がふえるんじやないかとかいろんな苦しい悩みも実際にはあるわけですね。しか

し林野庁が指導性を發揮してもらわないと前進しない。結局はもう山元に人がいなくなつてしまつたのですから、まあ言葉は悪いかもしませんが、奮勇を振るつてでも前進をしていただきたい

と思ひます。

それから、国有林野事業改善計画ですけれども、平成三年度から新しく進んでおるわけです

が、これをまたも以前の改善計画のようになつてしまつたのですから、何とかこれ

が成立するよう努めを傾注していただきたいと

思ひます。率直に現状を直視いたしますと、一般

会計からの繰り入れを大幅に進めていかない

とともに達成できないというのは、もうだれが考

えてもそうじゃないかと思ひます。

平成二年十二月十八日付の国有林野事業経営改

善大綱というのがござりますけれども、それを見ますと、「公益的機能発揮等に係る費用の適切な負担」ということで、造林・林道の開設等の費用

は民有林の助成等を考えながら適切に決めていく

ことが書かれておるわけござります。民

有林に対する助成の場合は、大体國の助成が半

分それから都道府県の助成が四分の一ぐらいありますから、七五%以上の助成が現実にはあるわけ

ですから、そういったことを十分に考えていただきたいのが第一点です。

それ以上に林道とかあるいは造林とかいう事業

は、治山事業と同じように森林の公益的な機能を

発揮するための費用として、治山事業の場合は五十年から一般会計から出してもららようになつ

ているわけですが、造林や林道についても同じように全額一般会計から出していただいているわけ

いいんじゃないかなと思ひますが、そのあたりはいかがございましょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるように、いわゆる劳賃におきます保険料は先生御指摘のよ

う数字でござります。造林について言いますと、もちろん大部分が劳賃ではありますけれども、事業費の一六%ということで申し上げたつもりでございます。

それから他の事業につきましても、それぞれ予定価格の中には所要額を織り込んだことであつておりますけれども、それで十分であるとい

○政府委員(馬場久萬男君) 国有林野事業の改善
計画で一般会計からの資金の繰り入れについて
言つておりますのは、今も先生仰せられましたよ
うに、造林・林道等経常事業部門では造林・林道
等の経費それから一般行政的経費ということにな
なつておりますて、これにつきましては我々も努
力をして、平成五年度予算におきましては前年に
比べて一七%増というような大幅な伸びを確保し
たわけでございますが、今仰せられました國の補
助以外に都府県負担分までというのはなかなかこと
は我々としても申しにくい話でございまして、
國が一般会計で負担する部分までが限度かといふ
ふうに思つておりますが、なおこれららの事業の必
要性にかんがみて一般民有林の事業並みにしたいた
いことで努力はしまりたいと思います。
ただ、これらの造林・林道は国有林野の特別会
計の事業用の部分があるわけでございますから、
これは将来的にはそこで植えたものあるいはつ
くった道というは事業の上でも役立つてくるわ
けでございますから、全部一般会計からといた
うことで事業特別会計としてはちょっと説明がつか
ない話にならうかななど思つております。
いずれにしても、民有林並みのということですか
ねてから我々も財政当局と折衝しておりますし、
先ほど言いましたように、年々ふやってきており
ます。今後必要なものは努力をしてまいりたいと
いうふうに思つております。

おるわけでして、その点の一般会計からの助成といふことについても十分なことをお考えいただきたいと思います。

また、もう一つ要望ですが、林野庁に勤務しておられる職員さんですが、ほかの公務員に比べますと、例えは最近の期末手当を見ても一部カットされていいるという状況がございまして、意氣阻喪するわけですね。そうしますと、活力ある国有林野事業の経営というものにも支障を生ずるわけですから、その点についての配慮もお願いしたいと思ひます。

日本経済不況を打開するには、内需が抱え、需要不調の在る、既存の

質疑のある方は順次御発言願います。

(谷本魏君) 初めに、林業改善資金助成法の一部改正について伺いたいと存じます。

青年林業者等養成確保資金は、従来は「後継者による青年又は林業労働に従事する者」を対象にしましたが、改正案によりますと、林業外からの新規参入者青年等を含む「青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者」というふうに对象を拡大しております。

他産業からの林業への新規参入者について見てみますというと、平成元年から三年までの間の平均で言うと、四十歳未満が四十二人、四十歳以上が百四十四人、合計百五十六人ということになっております。この改正でこの数がどの程度ふえていくか、ないしはまたふやしていくことを目標にしておられるのか、初めにその点について伺いたいと存じます。

(政府委員(馬場久萬男君) 御指摘の今回の改正に伴う新規参入あるいは後継者の数がどのくらいであるかというお話でございますが、本資金の創設によりましてどのくらいふえるかということについては、個人の申請に基づく貸し付けでございまますのでなかなか予測が困難なわけでございますが、私ども、近年の森林・林業をめぐる情勢にかんがみまして、青年林業者等の資質の向上のみならず、一人でも多くの次代を担う林業者を養成確実にしたいということで調査をいたしました。

そのときに、新規参入に当たっての課題として、資金を保証ができるよ、ということをいかなければ所

いからわに縛り、それをこのごとにわれうそになはとすのない、いもあ讃わ

谷本義君 四十五万円という範囲でやつてくださいといふ意味での上限としての四十五万円だと必要な研修について必要な経費は貸し付けるということでござります。

谷本義君 やつてみなきやわからぬというお話をうなづいておられた方も入つてくるんじやないかというふうに考えておられるわけでございます。大変恐縮でございますが、その数字的なめどとうのはなかなか難しくてお示しすることはできなかつておるんであります。

谷本義君 やつてみなきやわからぬというお話をうなづいておられた方が入つてくるんじやないかといふふうに考えておられるわけでございます。それなら伺いますが、ここに計上されておりま

国内研修費ですね、これは四十五万円というこになつておられます。この四十五万円といふのが、どんな研修それがら期間を想定されて出され

たのか。そしてこの四十五万円といふ金額は研修かかるであろう費用の何割相当のものなのか。この辺の算定の根拠といいましょうか、それはどうなつておるんでしょうか。

政府委員(馬場久蔵男君) 現在の研修費と言わるものとの内容でござりますが、今お話しのよう研修を受けるための費用ということとございまが、具体的には旅費、教材費、それから視察をした場合に視察の相手方等に負担をかけるわけでございますが、そのための視察費といふようなものがございまして、そういうところだカリキュラムを組んでやつてあるわけでございます。

内容的には、特用林産物の生産技術の研修でありますとか、あるいは林業用車両の運転の技能研修でありますとか、いろいろございまして、一概どういう精算でということは申し上げられないわけでござりますけれども、むしろ今委員の仰せられた額がいわば上限でございまして、その範囲でございまして、今回の改正のような措置をとらなければ、今言いました資金確保ができるない限りは技術習得が不十分だといって新規参入にさへうちよしておられた方も入つてくるんじやないかといふふうに考えておられるわけでございます。

いうお話をありますけれども、それでは、この研修期間中の生活費、これなんかもは全く今回の措置では念頭にないのかどうなのか。

例えば農業関係で言いますと、御存じのよう
に、例えは農協に採用してもらって、そこで一定
の仕事をしながら農業の技術その他を身につけ
て、今度は農業プロパーの仕事へ入っていくと
いったような例等々が見られるわけですね。林業
の場合についてはその辺のことについてはどのよ
うな考え方立っておられるんでしょうか。

研修に比べますと高い限度にしているわけでござりますけれども、外国へ行くのに八十万で十分なりるのかと言われますと、私どももこれで十分だという感じは持つておらぬわけでございます。

ただ、林業従事者になろうとする方で海外まで行って勉強してきたいという方は、やっぱり自分でもある程度その費用の負担はできるという方が多いわけでございまして、そういう意味では我々、満額ではないにしても行って帰ってくる経費程度のものはこれで貰せるんじやないかといふように考えておるわけでございます。

具体的に行きますのは地域の指導林家の子弟の

くと思いますけれども、ねらわなきやならぬのは私は若手だと思います。最近の世論調査を大都市などで見た場合に、例えば四十代の団塊の世代などで言いますと、地区によつて随分違いはありますよ、五割近くの皆さんが大都市で生活をしていくということを言ってないですよ。地方小都市かまたは農山村で暮らしたいという、そういう願望が非常にふえてきてるんです。問題は、受け入れ態勢をどうつくるかということに今問われてきたものが私はあると思うんですね。受け入れ態勢が一つですよ。それからもう一つ重要なのは、果たして生活が成り立つかどうかということなんですね。

その点では、今回の改正で青年林業者の場合の

内に多く望むのは難しいかと思つてますが、林業経営の中で特に最近若い方がおやりになる中では、従来の材木を生産するための林業というだけでなく、いわゆる山林経営と一緒に例えばシャイタケの栽培あるいは山菜の栽培という森林から収穫できる他の、早期収益部門というふうに私ども言つていますが、そういう部門もあわせてやるという場合が多うございまして、そういうものの収入等を返済に充てるという前提で、一方では長期間を要します森林の造成も行うというような例が見られます。

実際に運用するに当たりましては、先ほど言いました普及指導組織等とよく相談をして、個々の経営の状態 それで借金が返せるか返せないかといふようなことについても十分指導を行うようにしておるところでございますが、そういう意味

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(馬場久萬男君) 今の海外研修は国内

戻つてくるという状況はこれからもまた続いてい

我々は森林の伐採に伴う収入というのはこの期間

もう当然のことあります。でありますから、そ

うした山村を守っていく上でECなどの場合にはいわゆるデカップリング政策などをとってきておるわけでありますけれども、これから先に向けて政治家としての大臣もその辺のところについては一定の腹を固めて検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(田名部區省君) いろいろ今御質問ありましたように、厳しいことは私は大変厳しいと思うんです。ただ、あきらめていいかというと、私は最大限の努力をしていく。というのは、長いこと日本の国全体を見て、後世の人たちにどういう負担を求めていくかということ等を考えてみると、最大限の努力をして、余り人の世話にならないといいますが、これは業でありますから、商業、工業、農業、林業、漁業、なりわいというからには、その成り立つよう私どもは最大の努力をしていくべきだというのが私は基本にあるわけです。

したがって、いろいろお尋ねがありましたが、何とか流域を単位に民有林、国有林を通じていろいろと今やつております。あるいは何といつても森林の整備とか林業の生産性、こういうものを効率的にどうやつたらいいだらうかということを考え、あるいはそのためには造林・林道の計画を整備しようとか、あるいは林業の事業体の体质強化、林業機械化の促進、担い手の育成、加工・流通、いろいろと総合的に政策を進め、そうして今までお話しになりましたような生活が成り立つかどうかという心配があると、それはあると思うんです。今まででは、したがつて、そうでない方向とというのは一体何があるか。これは創意と工夫もあります。お話しのようにデカッブリングということもございます。

しかし、いずれにしても、国民的なコンセンサスが得られるか、あるいは将来の負担といふものにたえられるかということを考えてみると、仮に将来の問題としてどういう政策になるかわかりませんが、それをやろうとすればやるだけの何といいますか、私は企業的感覚といつも申し上げ

て、実態がどうかというものがびしやつとなると
いうことは、やっぱり企業と同じように経理をき
ちつとしてもらわなきゃいかぬ。

そして、どこにどうかかたか、あるいはもつ
と改善の余地があるのかないのかということから
判断をして、そうして最大限努力できたのがここ
までだ。しかしここから先是なかなか努力しても
かうと。そこでもう一つどういう手があるかとい
うことの中いろいろ検討がすることはありますか
もしれませんが、ただ、今直ちに何か成り立たぬ
からというので金をどんどん出すということでは
なかなか、国民のコンセンサスという問題もあります
ますし、あるいはだんだん人口、若い人たちが
減って、この業界ばかりではなくて、漁業もある
いは大工さんも自立屋さんもいろんなところが不
足しているときに、そこだけに融資だけではなく
て補助政策をやれるかということになると、これ
はもう全国般の問題になっていくんだろうということ
を考えるわけであります。

番川下の一級河川は建設省がやっているわけですね。二級河川は自治体がやっているわけですね。じゃ、その上はだれがやっているんだということにならなくて、山のそなした仕事というものが公共事業の投資といいますか、そういうことで仕事を持つて、農家や林家が言うなればただ働きでこれを維持しているから初めて二級河川、一級河川が成り立つというような状況があるわけですよ。

それからまた、最近は川下の都市の皆さんのが水の汚染だけじゃなくて生命力のある水かどうかということを問題にされるようになってきた。それを決めるのは何かというと、山の土ですよ、それを決める決定的な力を持っているのは。それから刈りやっているのは農家や林家がやっているんですよ。さらにはまた、山の景観などにしましても、雑草をもつと徹底して検討しながら、そして先ほど申し上げたように経済的にはもはや人間の努力といつてもなかなか、これは例外的なものもありますけれども、簡単には山村経済が林業や農業の労働では成り立ち得なくなつてきているという事情を見て、それでもって我々の政治方向というのか何というのかデカップリング的な手法を検討すべきときに私は来ていましたよ。いかがでしょうか、大臣。

ただ、所得補償方式ということではなく、今申し上げたような、環境を保全するとかいろんな仕事があるわけですから、その仕事をいかにふやして、そうして生活ができるような状態になつて、いかがということに意を用いていく方が他とのバランスからいっても大変私は必要なことだと。これから国民の皆さんもだんだんおいしい水といふことでいろいろな意見も出、じやそういうことをどうやって保全するか、どういう施設をつくつていいかということでそこに仕事が生まれ、仕事があるところには所得が生まれるわけですから、そういうふうなことの方が当面は私はいいのではないか。おっしゃることはもう全く私もそのとおりに思っております。

○谷本義君 大体考え方の基本的なところは大臣と一致したということで次に進めさせていただきます。

次にお尋ね申し上げますのは、林業等振興資金融通暫定措置法についてであります。

長官、今度これを改正されまして、これは今まで「国内産」に限つていたわけですね、対象にしていたのは、今度は「国内産」というものを外してしまって国内産以外のものも対象にするというふうにされたのはどういう意味なのか。私どもからしますと、これからは国産材の時代だと言われるわけでありますから、国産材の時代だという状況を目の当たりに控えておつてどうしてこういう改正にしなきゃならないのか、その理由を端的にお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるように、現行の法律におきましては「国内産木材の生産及び流通の合理化」ということを目的としているわけですが、今回この「国内産」というのをとつたと、今や輸入品と国産材を分けて事業を行うというのが非常に難しくなつてきてる

という事実がございます。

また、そこを国産材だけにこだわって事業を行なう方を選定していきますと、そういう方々だけで構造改善をやるのは難しいと。御案内のように、従来はそれ単独の事業者でございましたから、国産材といふことにウエートを置いて業者選定をし、事業の運用がしやすかったわけでございますが、縦系列にいろんな方に事業の共同といいますか事業を行なつていただきたいと思ふと、ある人は国産材重視になつてゐるが、ある人は外材がある程度あるよというようなことになると、ながつていくのが難しくなるという実態がございます。

そこで、特に今回取り入れようとしています川中、川下の加工部門のようなところ、いわゆるプレカット化をするようなところ、あるいは木造住宅を建てるようなところは今や国産材、外材あわせて使うという事態になつて、国内産の木材がこれから円滑に山元から切り出され、流通し、加工され、需要者に提供される。そのための体制をつくろうということできいまして、国産のものを扱つている業者の方がつながつていくことが必要なわけであります。

ただ、法律上そこを書いて從来どおり枠をはめしていくと、今度は縦の系列をつなぐのがなかなか、業界に川上、川下一緒になつてやれよと言つても、いや、相手がいろいろあってとかいうことで難しくなるものですから、法律の文言としては外させていたい、木材一般の生産・流通の合理化ということにしておりましたが、今言いましたように政策の意図はあくまでも国産材を今後円滑に加工・流通させていく、その体制を今からつくつておかなければ、国内産の資源があつてきました

ときにそれを安定的に需要者に供給していく体制ができなくなつちゃう。そうすると、国産材を扱つている業者だけということにこだわり過ぎてはいかぬのじゃないかという意味でこれを外させていただいたわけであります。

誤解のないように申しますと、決して国産以外のものを扱うことの奨励するとかそういう意味はございませんで、考え方としてはあくまでも国産材を中心の考え方でございます。

○谷本謙君 これまでの時代というのは、木材供給の構造にしましても、材価形成のメカニズムにしましても、総じて外材主導型であったということですよ。これから私たちが目指していかなきやならないのは、国産材時代を控えて、丸太の生産にしましても、これを可能にする体制をどうつくりつていくか、そしてさらには加工産業の立地と流通市場の整備ということですね。これに向けて展望を開いていく必要がある。そういうふうな方向でやっていくのには、従来のような国産材だけを対象にしておったんじゃちょっとやりにくいという意味での改正だというふうに理解しておいでいいんですね。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるとおりでございまして、あくまでも国産材の生産・流通・加工をつないで行つていく体制を整えるために今回の施策を講ずるものでございます。

○谷本謙君 続いて、合理化計画にかかる幾つかの問題について伺いたいと思います。

初めに、第三セクターによる流域林業サービスセンターについて伺いたいと思います。

このサービスセンターの機能とそれから事業、具体的に言いますといふと、どういものを柱にしているかということと、それからもう一つ伺つておきたいのは、いわゆる流域管理システムづくりとの絡みの問題、つまり位置づけですね、どんなんのような位置づけになつておるか、その辺の事情について端的にお聞かせいただきたいのです。

○政府委員(馬場久萬男君) 我々は流域林業サービスセンターというものを育成しようとしている

わけですが、これは今御質問のありました流域管

理システムというのが川上、川中、川下のいわば木材の生産から流通消費に係る各関係者を集め、そこで全体としてその流域の上でできている地域によりますが、森林組合である場合もあり、そしてまた行政も入つた第三セクターであるあるいは木材等の事業協同組合である場合もあり、機械につきましても、個別経営が大きな機械を持つ場合もあり得るわけですが、いずれにしても、その流域内の事業、木材の生産・流通に関するいろんな事業がございます。それからそのための労働力、こういうものの需給調整を行う。それから機械につきましても、個別経営が大きな機械を持つ場合として設けたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○谷本謙君 そうしますと、長官、つまり地域林業のオルガナイザ的な役割といいましょうか、これが中心となって流域管理システム全体をうまく動かしていこうと、こういう発想だということですね。そういうことですね。

○政府委員(馬場久萬男君) はい。

大変結構な発想であります。発想でありますから、流域管理システム自身の問題について若干また伺つていただきたいのであります、どうもこの法律制定のときから私は疑問に思つてきましたが、最近視察などへ參りまして関係林家などからよく質問が出る問題の一つに次のような問題があります。

この流域管理システムというのはなかなかしばらしの発想なんだけれども、どうして対象になるのが林業だけなんですかという話が多いんです

ね。農業の方も、長官ご存じのように、例えば九〇年から農山村総合整備事業、これがスタートしましたね。それにまた九年からは中山間地域新規就農者の經營確立までの五年間程度ですか、県公社が農地の貸し付けをやって、その後売り渡しもやりますといったような新しい制度等が今つくられてきているわけですね。

ところが、これが流管システムの方とは直接的なつながりがないんですね。農家の側からしますと、山の収入だけで食つていてるという農家というのが多いわけですね。十年ほど前には八割方が農業と兼ねておりましたね、最近はこれが六割程度に落ち込んでおるようですけれども。しかし、多數がやっぱり農業と一緒にやつたら農業の関係と一緒にすることができないのか、またしなかつたのか、そのところはどうなんでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃいますように、山村あるいは農山村といふのは、林業だけで農業をやりながら林業もやるという方が多いわけでございまして、この地域全体のシステムをつくる場合には農業も林業も一緒にやつたらいいじゃないかという考えはあると思います。

ただ、私どもが森林の流域管理システムといふことを打ち出したのは、特に林業につきまして從来どちらかというと、例えは山林所有者は自分の必要なときに木を切つて売るだけである。そうすると、地元の山元にいます製材業者は年間一定量の仕事をしようと思えばあちこちの所有者に頼んで木を出してももらわないと仕事がなくなつちゃう。国有林なんかがある場合は比較的安定的な供給が受けられるけれども、民有林の場合は所有者の都合で仕事があつたりなかつたりする。今度は、それをさらに流通したり加工する側はまた山元のそういう事情によつて振り回される。そんなくらいならむしろ外材を入れて安定的に使つた方がいいという議論になつてしまつというようなことがあって、林業の世界で川上から川下まで全体

そういう中核として流域単位のシステムをつくっていくというのは非常にすばらしいことだと私は思ふわけです。

しかし、実際に今そういう作戦が開始されようとしている途上にあって、現在の森林管理の部分で、今までやつていらっしゃる地域の森林所有者の形態によって、ある意味では流域管理システムの中に組み込まれてしまつちゃうことで影響を受けることがあると思うんです、全部が全部でなくとも。例えば不在村森林所有者の方々、これは私有林面積のそれこそ二十年前ですとわずかだったのが、今は二二%ともう七ポイントぐらい上昇しているように資料ではあります、年々その割合が高まってきて、特に北海道がえらい高いわけですね。半分近くで、不在村森林所有者の方々の割合が多いわけです。

そうすると、実際に持つていらっしゃる方がそこにいないということになりますと、じゃその辺で流域管理システムが肩がわりしてくださるのか、あるいははどういうふうになつていくのか。その部分について、つまり不在村森林所有者の方々が持っている森林の機能を温存しながらおかつ發揮させる上でどういうふうに管理の部分で、私は何かほつたらかにされてしまつちゃうのではないかというふうな危惧があるんですねけれども、不在村森林所有者がふえている現状をまずどういうふうにとらえているのか。これはさまざま問題点があると思いますけれども、そのとらえからどういうふうに対策していくのかということをちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のとおり、山村におきます過疎化の進行等に伴いまして不在村森林所有者というのがふえておりまして、平成二年でございます。また、北海道につきましては、四十五年当時三五%でありましたが、それが平成二年で四五%と半数に近いといふのはおっしゃると

おりでございます。

これらを放置しておきますと、例えば間伐が必要なときに間伐をしない、その他手入れをしない

こと

で、今までやつていらっしゃる地域の森林所有者の形態によつて、ある意味では流域管理システムの中に組み込まれてしまつちゃうことで影響を受けることがあるわけだと思います。そこで、私も從来から民有林の造林事業を助成しておりますが、民有林の造林事業あるいは間伐促進強化対策事業といふような補助事業によりまして、これらの不在村者の森林についても地元の森林組合などが手入れをしていくということを助成しております。そこで、私は從来から民有林の造林事業を助成しておりますが、民有林の造林事業あるいは間伐促進強化対策事業といふような補助事業によりまして、これらの不在村者の森林についても地元の森林組合などが手入れをしていくということを助成しております。

また、平成三年に森林法を改正いたしましたときに、森林法の中の制度といたしましても、地域におきます森林施業を共同して行うための協定制度といふものを作りましたし、またさら

に話をして、私たちも作業させてくださいとい

うような形で委託を受けるわけでございます。

○政府委員(馬場久萬男君) ちょっと私の説明が不十分だったかと思いますが、今言いましたふるさと森林活性化対策というものは森林組合に入つてない人のを受託してやるという仕組みでございまして、したがつて、地元にある森林組合は作業班というのを持っていますが、そこが不在村の方に話をしても、私たちも作業させてくださいとい

うような形で委託を受けるわけでございます。

○政府委員(馬場久萬男君) 例えば、これは平成三年の実績ですが、全国で委託をした方、不在村の方が新植の場合は千二百九名、下刈りの場合は三千八百八十一名、除間伐が二千三百四十五名、主伐が五百十四名といふような方々が作業を森林組合に、自分はやれないけれども頼むと言つてやつもらつてあるわけでござります。

○風間祐君 わかりました。

○政府委員(馬場久萬男君) そういうふうに思いますが、やはり御質問のとおり、山元で木を植え育てていく方々に對する無利子の資金と、それからそれを經濟的に流通・加工に乗せていく場合の必要な資金の手当でとあることで、この運転資金の方は比較的短い期間の融資でございますが、十分な機能をしていて、いろいろな団体、森林組合だけじゃなくて関係団体の機構図を見ますと随分といろんな種類的な御参加、御協力で運用されていくんではないかといふふうに思いますけれども、今回の林業改善資金制度について特色が今我が国が進めている林業政策でどういうふうに生かされていくと認識されていらっしゃいますか、お聞かせ願いたいと

思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 今回御審議をお願いしております金融制度は二つございまして、林業改善資金制度、これは御案内のように林業を行なうとする人に無利子でお金を貸す制度でござります。これは今現実に林業をやろうとしている人あ

るいはやつてている人のために無利子の資金を貸す

こと

で、

もう一つの法律の方は林業等振興資金金融通販

措置法という法律でございますが、これはどちらかといふとむしろ育った木を素材として、丸太と切って切つて出す、あるいは出したものを加工する方を対象にしているわけであります。この制度はこの制度で、これは主として運転資金を中心にしておりますが、これまでかなりの活用を見てきているわけであります。

○風間祐君 改善資金の方について、非常に大幅に増加してきている、十一万三千件といふことでありますけれども、資金の種類ごとに見てまいりますと、貸付額が六十二年から平成二年の分での資料ですけれども、伸びてきているのと逆に減つてきているのがあるわけですね。今回制度改正に当たつて改善資金の動向をどういうふうに認識されておりますが、そしてどのように改定案の方に生かされたのか、端的に教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるように、

分野は昭和五十年代の前半では団地間伐促進資金
という間伐を促進する資金が中心になりますか
なり重要な役割を果たしてきたわけでござります
が、間伐の方はいろいろ補助事業が充実されまし
て、それとともに間伐からむしろ集運機械あるいは
は集運の施設さらにはキノコの生産用の機械とか
施設の導入のための資金というふうに需要が移つ
て、昭和五十年代の後半ぐらいからどちらかとい
うとそういう林業の生産性向上というような方向
に使われてきております。

特に最近は林業の機械化というものが非常に重
要になってまいりました、高性能の林業機械の普
及というような意味での導入資金がふえてきてい
るわけでございまして、この林業生産高度化資金
というものはいわばどちらかといふとどんどんふ
えてくるという形で推移してきているわけでござ
います。

もう一つは、林業労働安全衛生施設資金という
資金がございますが、これは、これまで振動障
害等を防止するための防振チャーンソーとか防振
の刈り払い機とか自動枝打ち機とかそういうもの
に主として使われてきたわけでございますが、こ
れらの施設も必要なところへはかなり普及をして
まいりまして、資金的に言いますと最近ややむし
ろ実績としては停滞といいますか横ばいぎみであ
るというふうに思っております。

それからもう一つは林業後継者等養成資金でござ
ります。これにつきましては、林業関係の研究
機関による研修を受けるための資金というような
ことで資金を融通してきてるわけでござります
が、これはむしろ林業後継者というふうに限定を
しておりましたために非常に融資の実績が減っ
てきているというのが実情でござります。

そこで、今回この制度を見直すに当たりまし
て、先ほど申しました林業生産高度化資金は今回
特に大きく手をつけるということは必要ないであ

りますけれども、実際に今回の新規学卒者だけ見ても、これは即林業になるとは限りませんが、農業千八百人、漁業が七百六十人ぐらいですか、それ以林業が新規学卒者で百八十三人と絶対的に数が少ないわけあります。しかも、林業外からの新規参入者が三年間で四百七十人弱、平均五百十六人ぐらいですか、そういう新規参入者あるいはJターン青年に対する貸付制度を加えたということは、とりもなおさず担い手確保のため、ただただそれのためなんでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君)　今回、林業後継者等養成資金を拡充して新しく新規参入の方々に対しても融資を行うようになります、あるいはその資金の規模をふやすというのは、おっしゃるよう林業の担い手を確保しなきゃいかぬという政策要請に基づくものであります。

これは、もちろんこの制度だけでやれることではありませんで、林業の担い手の確保のためにには

林業生産高度化資金の申請は、三つの資金がござります。まず、間伐金であります。次に、林業生産高度化資金であります。そして、その中で林業生産高度化資金、これはまさに生産活動に使われる資金でございますが、この分野は昭和五十年代の前半では団地間伐促進資金という間伐を促進する資金が中心になりましてかなり重要な役割を果たしてきたわけでございますが、間伐の方はいろいろ補助事業が充実されまして、それとともに間伐からむしろ集運機械あるいは集運の施設さらにはギノコの生産用の機械とか施設の導入のための資金というふうに需要が移つて、昭和五十年代の後半ぐらいからどちらかといふとそういう林業の生産性向上というような方向に使われてきております。

特に最近は林業の機械化というのが非常に重要になってまいりまして、高性能の林業機械の普及というような意味での導入資金がふえてきてるわけございまして、この林業生産高度化資金といふものはいわばどちらかといふとどんどんふえてくるという形で推移してきてるわけでございます。

○風間祀君 なるほど。

この林業後継者等養成資金のことについて、これが新規参入青年等というふうに枠が拡大されてきているというこの改正法であります。が、後継者

林業生産高度化資金の申請は、三つの資金がござります。まず、間伐金であります。次に、林業生産高度化資金であります。そして、その中で林業生産高度化資金、これはまさに生産活動に使われる資金でございますが、この分野は昭和五十年代の前半では団地間伐促進資金という間伐を促進する資金が中心になりましてかなり重要な役割を果たしてきたわけでございますが、間伐の方はいろいろ補助事業が充実されまして、それとともに間伐からむしろ集運機械あるいは集運の施設さらにはギノコの生産用の機械とか施設の導入のための資金というふうに需要が移つて、昭和五十年代の後半ぐらいからどちらかといふとそういう林業の生産性向上というような方向に使われてきております。

特に最近は林業の機械化というのが非常に重要になってまいりまして、高性能の林業機械の普及というような意味での導入資金がふえてきてるわけございまして、この林業生産高度化資金といふものはいわばどちらかといふとどんどんふえてくるという形で推移してきてるわけでございます。

○風間祀君 なるほど。

この林業後継者等養成資金のことについて、これが新規参入青年等というふうに枠が拡大されてきているというこの改正法であります。が、後継者

○風間祀君 例えは、技術指導などいうと、高性能化しならなければ競争を譲ってきてしるわけにはなりませんが、自分でこれから新しい林業に従事してみようとするには資金があるかあるいは経験があるかということが問題になるわけでありますから、そういうもので必要な資金の調査ができるという条件を整備することを身につける。あるいは初めての仕事を始めるまでの必要な資金の調査ができるという条件を整備することは非常に重要なことであると思っております。

この資金は、各人の自由な希望でということとあります。実際には各県におきます林業技術の普及組織がございまして、そこに技術普及指導員というのがおりまして、そういう人たちと相談して、どんなことから始めていったら林業に入つて、どうやつていくかというようなことを相談して、技術指導を受けながらやっていくというような裏づけがあつて活動する。そういう普及指導体制の協力を得ながら新規参入の方にも融資をしていくというものです。

○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のとおり、たゞ貸して後は自由にというような甘いものではないわけでございまして、先ほど申しましたように、各県の林業技術の普及組織の方が指導して、例えばその県の研修センターでどういうコースの研修を受けるかと。例えれば、それぞれ県においては一般コースとか専門コースとか婦人コースとか

○府委員(馬場久萬男君) 今の林業改善資金の中の研修の中いろいろな研修があるわけですが、各県にそれぞれ林業技術の研修所とか林業センターというのがございまして、そこにおきましては、林業用の機械の研修もカリキュラムとして組まれておるところでございまして、最近の高性能機械等についても研修が可能かと思いますが、ただあえて言いますと、高性能機械というのはまだ我が国において導入されている台数が少のうございますから、どの県でも十分研修ができるかといたしまして、そういう条件が全部そろつているとも必ずしも言い切れないとこはござります。

○風間祀君 それは実際上は都道府県にお任せし

な問題、つまり技能の部分で十分習得しなきゃならないと思うんです、実際にやり出すときに。高性能林業機械の操作のための例えば研修会とかなんかも考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のとおり、ただ貸して後は自由にというような甘いものではないわけでございまして、先ほど申しましたように、各県の林業技術の普及組織の方が指導して、例えばその県の研修センターでどういうコースの研修を受けるかと。例えば、それぞれ県においては一般コースとか専門コースとか婦人コースとか

ちやひどいなという感じがするんです。要するに、この貸し付けの実績が低迷している理由というのは当然後継者不足だと思いますけれども、だからこそもうちょっと後継者の育成確保のためにきちっとしたもので、そこが大事な部分だというふうに思ふんですけれども、私単純に考えて、今回の青年林業者等養成確保資金の貸付枠が十二億五千万円確保されていると、「十二・五億円」と書いてありますよね、貸付枠。それはもう承知しておりますけれども、常識的に見て、現在三千五百万の貸し付け実績しかないのに、よくもまあ三十六倍と四十倍近く、十二・五億とったなど。いや、ここも大変御苦労はあったと思うんですけども、えらい大変なものだというふうに思ふんですけども、その辺どうですか。

○風間袒君 私だって一千万隻
やつてもいいと思っております
ともかくとしまして、林業生産
随分取られていくということに
ね。——間違いました。違います

じゃ、その十二・五億の予算の部分は非常に彈力的に行つていいというふうに受けとめてよろしいですね。三千五百万の貸し付けがないのに十二・五億というのは私はどうも何かどんぶりのような感じがしてしようがないんです。つまり、それだけせっかく十二億五千万確保するなら予算の実効性がなければならないというふうに思うんですね。

だから、そういう意味で林業後継者の育成確保をきらつて、一としもこゝにござりにあらずつとそれを

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられましたわ
業後繼者等養成資金の昭和六十二年からの落ち込
み方の中で、内容的に言いますと、研修というよ
りはむしろ林業經營共同開始資金というところ
が、昭和六十二年には二億六千万ほどあつたのが
三千四百万ぐらいになつたということで落ち込んで
います。つまり、これは共同開始資金という範
囲で、要件を共同でやらなくちゃいけませんと。

のものを合せさせて、これだけの收入があれば、それはこの分返していく、生活費はこの分と。ま
ずここがスタートだと思うんですね。ここがしつ
かりしていないと、これは何をやつても、何も林
業ばかりではなくて、事業もうまくいかないだろ
うと思うんですね。

ですから、そういう経営方法ということになる
と新規の人たちがわからない部分というのがある
のですから、そういう指導もしつかりして、こ
れならおれもこういけるなという自信を持つて
やつていただく。そうすると、大体目標どおりい
きますと定着して、また別に行こうということに
はならぬのではないだろうかという気がして、い
ろいろとやってみなきゃわからぬと言うとおしか
りをいただくんですけれども、いずれにしても、
私どもはそういう期待をしながら、あらゆる可能

性のあることは積極的にやってみると、これでまたなかなか利用できない、ということもあるかもしませんが、あつたときはまだどうところに問題があるかというので、もう何回も何回も私はやつていいと思うんです。そしていい体制をつくり上げるということが大事だ、こう思っておりま

○風間杞君 もうちょっとわかりやすく言つてくれますか。例えば立木、これは物的担保と認められますか。

○政府委員(馬場久萬男君) 立木については、評価の関係、明認方法等いろいろ問題があるので、実際にはなかなかそれないだらうということで、担保としては今のところ考えていないということです。

○風間杞君 立木は担保と考えていいない。

森林を目的物とする物的担保は考えられていいなあ、と思うんでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 資産として土地という意味での森林をもし持つていれば、それは担保として考えることは可能だと思います。

○風間杞君 さまざまな状況があると思うんですねけれども、細か過ぎてちょっと申しわけありませんが、

資金的にもこれはたしか二百六十万ぐらいが限度だと思いますが、非常に少額であるというようなことで人気がなくなつたといいますか、そんな金借りてやつたってしようがないというのも出てきたんだろうと思へんです。

手がある話でありまして、私の方ではこういうふうにしてこれだけの人をと、こういう願いはあつて計画を立てる。ただ、簡単に立てたかというとそうでないんです。

○風間赳君 ありがとうございます。
次に、物的担保のことについてお伺いしますけれども、物的担保を今回の改正で、それだけでも借り受けができるというふうになつていくわけですから、物的担保を認めるに当たつて何らかの

なんか例えば森林面積実測で言つた場合とおなじで、今まで先祖代々続いている森林が違つてゐる場合だとか、隣のところとの境界だとかいろんな問題が出てくることが考えられますよね。その一つについてどういう対策が講じられているのか、お聞きしたいと思います。

今回、大幅にそこを改善いたしますから、私どもとすれば、それなら借りてやってみようという人がかなり出てくるんじやないかということで、予算措置としては思い切ったものを組んだわけでございます。

これはむやみに予算を膨らましたという意味じきございませんで、先ほど言いましたように、地域の技術指導を行っている人たち等の意見を見聞いても、一千万ぐらい今まで貸すということになればやる人が出てくるというようなことも話としてありますて、じき思い切ってやってみようかとい

によると、資金確保ができないといふ人たちが三・八%ぐらい。あるいはせつかくやつても經營方法がわからない、技術の習得ができないといふ人たちが大体五〇%ぐらい。そういうのを見ても、それならば思い切つて、こうしたことでそれだけの要求があるのであれば、事業に取り組むには、最初段階というか計画的にきっちりとしたものを持つて取り組まないと、ただ金があるから行ってやつたんだというのではやっぱり途中で失敗すると困りますね。

ですから、これだけの収入が上がる、田うんですね。

○政府委員(馬場久萬男君) 本資金制度の物的担保基準を設けていますか。つまり、どういうものか物的担保と言うのか、これこれこれと、これは違うというふうに挙げてください。

これは、今回の私どもの融資制度だけでなく、例えば農林漁業金融公庫とか農林中央金庫のような金融機関が林業者に対して融資する場合においても、森林を担保とする場合はそのようなやり方をしていると聞いていたところでありまして、それによって特段の問題が生じているというふうには聞いておりません。

○風間禪君 わかりました。

例えば、高額の林業機械などを導入する場合に、法案の六条では「担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならぬ。」というふうになつておりますけれども、物的担保が優先的にないでしようか。それとも保証人による担保が優先するのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 物的担保と人的担保どちらが優先するのか、こういうお話をありますけれども、制度としてはどちらが優先ということは特に決めておりません。先ほど申し上げましたように、今までどちらかといふと人的担保でやつてきたということで、一般には保証人を立てることができない場合であつても物的担保を提供すれば借りられるというふうになるわけですがござりますが、政府としてどちらが先あるいはどちらが優先ということを決めているわけではございません。

○風間禪君 わかりました。

僕も、この辺非常に難しい問題なんぞ、もうちょっと勉強してからまたの機会に聞きますので用意しておいてください。

それでは、林業等振興資金通暫定措置法について、先ほど谷本さんの方からも少しお話がありましてたけれども、三年度から政府が林業事業体の再編整備及び組織等強化推進を図るとともに、流域の素材生産体制の強化を図るための作業路網といふんですか、それから素材生産等施設を一体に整備する林業事業体体质強化事業に取り組んでいらっしゃるというふうに認識していますけれども、その事業の具体的な内容はわかつていますからいいんで、それが現在までどの程度進んでいるかということ

のは、素材生産を行う林業事業体が小規模零細でなつておりますけれども、物的担保が優先的にないでしようか。それとも保証人による担保が優先するのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 今おっしゃいました

域を対象に素材生産の中核的な扱い手となり得る

林業事業体の組織化と再編成、あるいは事業量の

安定的な確保及び高性能林業機械の導入促進等を

推進するということです。

○風間禪君 じゃ、三年から始まつて八年まで

において実施をしております。残り二十四流域に

つきましても着実にその実施を進めていきたいと

いうふうに考へているところでございます。

○風間禪君 じゃ、三年から始まつて八年まで

と、折り返し直前まで来ているわけですね。それ

で十二流域しか進んでいないということは、半分

いついてないわけですよね。大丈夫ですか、八年

まで。

○政府委員(馬場久萬男君) ただいま申しました

ように、平成三年度と四年度の二年間で十二流域

でござりますから、スケジュールどおりといいま

すが計画どおり進めているつもりでございます。

○風間禪君 ちょっと話があれなんですが、私も

実際にこれまで十九年整形外科をやっておりまし

て、振動障害の患者さんを随分診てきました。

○風間禪君 ちょっと話があれなんですが、私も

実際にこれまで十九年整形外科をやっておりまし

○林紀子君 私は、まず林業等振興資金通暫定措置法、この基本的な改正点についてお聞きしたいと存ります。

先ほども質問がありましたけれども、今回の改正で、第一条の目的、第二条の基本方針の「国内産木材」から「国内産」という言葉が消えまして、「木材」一般に本法が適用されるようになります。それにより外材にも適用範囲が拡大されるということになるわけですね。先ほどのお答えでは、縦系列の共同では国産材、外材どちらを使うかまだわからない、しかし川上から川下まで国産材をつないでいく、こういう趣旨だというお話をあつたわけですけれども、それならばおさら、国内林業振興のための資金融通暫定措置という本制度の原則的な立場を守って、この「国内産木材」という言葉はきちんと書いておくべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 私どもの考え方は、先ほど申しましたように、国産材があくまでも中心でございますが、現実に木材の流通・加工の実態を見ますと、製材品としての輸入も増加している。国内で輸入材を扱っている人たちも、輸入材だけを扱っているわけじゃなくて、国産材も扱っている人が多くいる。また、かなりの山元の方の製材業でも輸入材も上げてきて一緒に製材をして供給するという体制になっている。いわば輸入材と国産材が非常に入りまじって実際の流通・加工が行われているのが実態でございます。

これを放置しておきますと、むしろどちらかといいますと、国内の製材業というのはだんだん全体として縮小してしまって、我々が将来成熟した国産材を供給しようと思っても、国内の流通・加工業が衰退してしまうおそれもあるというふうに懸念をしているわけでございます。

そこで、今回むしろ思い切って「国内産木材」という言葉を「木材」一般ということにして、国内の木材産業全体が活性化し、かつ合理化していくようないいふうに言つたわけでございま

す。しかし、先ほど来申しましたように、政策としてはあくまでも山元でできた国産材を流通・加工していくという系列をつくっていくわけでございますので、中身として国産材が中心になることは間違いないわけでございます。外材について扱うものを排除していくという思想でないという意味では「国内産」という表現を取りましたけれども、内容としましては、「木材」一般の中で国産材が円滑に流通・加工されていくということを目指してまいります。

○林紀子君 今のお話ですけれども、確かに加工段階では国産材、外材混在していて、分けて融資するということは難しい、こういうことはあると思うんですけれども、それならばこの法律がそもそもできたときはどうだったのかということなんですね。この法律ができる一年前の一九七八年に自給率既に三〇・九%、そしてこの法律ができる七九年には三〇・八%、非常に低い数字だったわけですね。ですから、「国内産木材」から「国内産」を削るという必然性というのはないんじゃないかな

いかと思うんです。いかがでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) この法律が昭和五十四年にできたとき、おっしゃるように三〇・八%という自給率でございましたが、実はその後しばらく年ごとの自給率の推移を見てみると、自給率は上がってくるんでございます。昭和五十九年には三六%まで一度自給率は上がつていくんですね。その後で、六十一年が三三・五%でございますから徐々に下がってきて、六十二年から急激に下がつてくるという現象があるわけでございま

す。

そこで、この制度をつくりましたときと最近となるほどそぞう差がないように見えますが、国内の自給率が一たん上がって下がつてきたと、それはどういう理由であるかというふうに考えますと、いろいろな要素は強くあつたわけですね。こういう見通しがあつた上で法律が決められて、その中には「国内産木材」ということがはつきり書かれています。だから考えましても製品輸入はある、こういふことをから考えましても製品輸入はあつたわけですから、当時の事情、今の事情、そんなに変わっていないのにあえて「国内産」というのを削るというのはやっぱりおかしいんじゃないかな

と思われますから、當時の事情、今の事情、そんなに変わらないのにあえて「国内産」というのを削るわけですが、いかがですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 製品輸入の点の御議論でございますので、やや事実に即して申し上げさせていただきます。

確かに、一九七九年、昭和五十四年は製品輸入がその前に比べますとふえてきております。当时

たものだらうというふうに考へてゐるわけでござります。私どもいたしましては、最近の自給率の落ち方と、そしてそれによる国内の木材産業の困難といいますか、こういう問題にどう対応するかということが政策課題であろうというふうに考えております。

○林紀子君 一たんは上がったというわけですから、その上がった理由というのは、こういうもので国産材というのを手厚く保護しようという意図が働いたからということは言えるんぢやないでしょうか。

それから製品輸入の件ですけれども、制定当時は丸太輸入がほとんどで製品輸入は少なかつた。しかし、今は製品輸入というのが非常に多くなってきた。そういう変化もあるということもお聞きしたわけですけれども、この製品輸入の見通しにつきましても、一九七九年度の林業白書によりますと、既に各国の產出国の丸太の輸出規制の動向というものが書かれております。ですから、こういう意味では先行きというのはどうなるかというのは林野庁は十分見通すことができたんぢやないかと思うわけですね。

それにもう一つ、同じ一九七九年の七月にガットの東京ラウンドについてジュネーブで議定書の調印が行なわれた。そこで製材品、合板などの関税の引き下げが決まっているわけですから、こういう要素は強くあつたわけですね。こういう見通しがあつた上で法律が決められて、その中には「国内産木材」ということがはつきり書かれています。だから考えましても製品輸入はある、こういふことをから考えましても製品輸入はあつたわけですから、当時の事情、今の事情、そんなに変わらないのにあえて「国内産」というのを削るわけですが、いかがですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 製品輸入の点の御議論でございますので、やや事実に即して申し上げた数字で言いますと、五百六十五万六千立方メートルというようなのが昭和五十四年、一九七九年の数字でございます。これも実はその後しばらくはむしろ減つていくわけでございます。昭和六十三年ぐらいいまではむしろ四百万台に落ち、それがさらに上がつてくるということで、今、先生は既に五十四年の段階でガットの東京ラウンドの関税引き下げが決まって、そのときは予見されたんではないかという御指摘でございましたが、当時の担当者が予見したかしないかという問題と別に事実としては、六十一、二年ぐらいまではそんなに製品輸入はふえていないわけでございます。私ども認識いたしましては、昭和六十三年に六百万が一千百万にぼんと上がる、それから一千二百万、一千三百万立方メートルというふうに製品輸入がここ数年で急増してきているという事態がありまして、これはその制度を当初、昭和五十四年につくるときから予見されていたかというと、なかなか予見することは難しかつたんではなかろうかといふように我々は考へてゐるわけでございま

す。

○林紀子君 それからもう一つお伺いしたいと思うのは、現行法では外材、国産材の扱い量での適用事業体につきまして、五十四年の八月、一九七九年の八月、事務次官通達というのが出されていますけれども、これには国産材取扱量二分の一以上、ただし、地域の林業及び国産材関連産業の実情等から、知事が林野庁長官と協議し、三分の一以上及び林野庁長官が別に定める量を超えていける、こういう合理化計画がつくられれば知事は認定をし、この資金を借り受けることができるというふうになつてゐるわけですね。また、国産材の取扱量の割合がこの基準に達していないても合理化計画期間内、これは五年間というのを見込んでいるということですけれども、合理化計画期間内にこれらの中の基準に適合することが認められればやはりこの資金を借り受けることができるというふうになつてゐるということですね。そういう意味では、現在二分の一以上国産材を使つていなくて

も、猶予措置といいますかそういうものというのでは十分考えられているわけですね。しかも、五年間待つてやるからそれまでに二分の一以上あるいは地域によっては三分の一以上使えばいいんだと。あくまで国産材を使うようにというふうに誘導するといいますか、そういう方向でこの措置といいのは定められていると思うわけですね。

ですから、こういう措置を適用してきましたら、今でもこの「国内産」という言葉を取らずに「国内産木材」ということで立派にやつていけるんじゃないか、そして国内産を本当に助成していく精神というのがここできちんと生かされるんじゃないかと思うわけですけれども、この精神というのはどういうふうになつちやつているんでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 御指摘のとおり、これまでの国産材産業振興資金の運用に当たりましては、その国産材の扱い量というものの融資対象事業者を決めておりまして、その扱い量の割合につきましては、原則は二分の一以上であります。が、場合によつては弾力的に扱うということになつてゐるのはそのとおりでござります。

先ほど言いましたように、我々国産材を今後も使ってもらいたいし、それを中心に林業のいわば川上から川下まで流通を貰いていきたいというふうに思つてゐるわけありますが、今回の改正前まではどちらかというと個別業者に対する融資という形ですから、これはとらえやすいわけですね。ところが、今回、素材生産業者、製材業者、流通業者、加工業者、こういう織系列で連携をして、それによって国産材の流通に賄するようになりますと、連携する業者の中でそれぞれ各段階でそういう要件をどうやって設定していくんだ、それをどうやって履行を担保するんだということを、考え方としては国産材を中心にやりたいと言つても実務的に非常に難しくなるじゃないか。また、そこで国産材国産材と言つていて、じや国産材を扱う人間だけでそういう系列をうまくつくれ

るかといふと、それはいろいろ問題があるよとう議論もありまして、私ども気持ちとしてはあくまで国産材中心に考えているわけですが、法律

は国内産の木材というふうにこだわるのはいかがかということで、今回条文を直させていただきたいというふうに思つたわけでございます。

これは、だから国産材は扱わなくていいんだとか、そういう意味ではございませんで、また意図しているところが、先ほど言いましたように、山元で生産したものからつなげていくという発想ですか。しかし、必然的に国産材を扱つていくということではないだろうと思ひますし、またこれを知事が認定する場合も、知事さんとしても自分の県の国産材を扱わない者に低利融資の認定をするということは実際は余りやらない、あり得ないとまでは言いませんが、ほんんどそういうことを頭の中で考へておられます。

○委員長(吉川芳男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○林紀子君 産出国は今国策として付加価値の高い製品での輸出というのに力を入れてゐる。そのため、丸太ではなく製品での輸入があつてゐるに流通体系を組み立てなさいということを言つています。連携する業者の中でも、この製品輸入の増加というのは、製材業の衰弱を招いているといふことになるんじゃないかと、それで、林野庁の自給率の見通しでは、平成四年の見込みでは二四%と前年よりさらに一%落ち込んでいます。先ほどからの質問で国内資源の活用

代に製材工場が対応できなくなつて、こういうことが数字からも見えるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) 国内の製材品を生産している製材工場の問題でございますが、製材品の生産量そのものが近年横ばいなし微減をしている中で、工場数が確かに減つておるわけでございます。これは輸入製品に対抗するために、ある程度規模が大きくて生産コストが低い工場は生き残れるわけでございますが、小規模のものといふのはなかなか経営が苦しくなつております。これは輸入製品に対抗するためには、ある程度規模が大きくて生産コストが低い工場は生き残れるわけでございますが、小規模のものといふのが実態でございます。

私どもとしましては、これは全国の中で製材業をきちっとした形で今後とも残していく、あるいは国産材がふえたときにそれをこなせるようになります。これは輸入製材品と対抗していけるような工場にしていかなくちゃいかぬというふうに考へております。

○林紀子君 しかし、原材料によって施設整備が違うことは膨大な設備投資が必要だということですね。外材に頼った事業の拡大では、国産材がいざやつてきたと、そういうときに起きるかどうかというのは大変疑問だとと思うわけです。

というのは今までお話をあつたとおりですけれども、この製品輸入の増加というのは、製材業の衰弱を招いているといふことになるんじゃないかと、それで、林野庁の自給率の見通しでは、平成四年の見込みでは二四%と前年よりさらに一%落ち込んでいます。先ほどからの質問で国内資源の活用

思うわけです。ですから、この時期にこそ国産木の振興に力を入れる逆に言えばチャンスなんじやないかと思うわけですね。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的にはそう私は考えております。幸か不幸か外材が安くて、それを利用してきたということは、環境面からすれば日本は本当に環境を守つてきたということは言えるだろうと思うんですね。日本に輸出した国は、木を切つて環境破壊、こういう大問題が起きておる。

しかし、一方、先ほどの建設省の答弁にもありましたように、木造住宅でも二〇%と利用できる範囲というのは大体限られておりまして、一方では高層ビル等は木材というわけにいきません。そういうことはいろいろとやつぱり考えられるんです。が、おっしゃるように国産材時代に向けて一体どうするかということで、先ほど来からいろいろとお答えを申し上げてきましたところであります。

そして、最後に大臣にお伺いしたいわけですけれども、林野庁の自給率の見通しでは、平成四年の見込みでは二四%と前年よりさらに一%落ち込んでいます。先ほどからの質問で国内資源の活用

ことはわかりません。しかし、どんな場合にも対応できるようにこの業界といふものは守っていかなければなりませんことは確かでありますから、今林野官からいろいろお答えしたとおりであります。私はもとより一層森林の流域管理システムをまずやんとしながら、来るべき国産材時代にどう対処していくかと真剣に考えながら努力をしていきたい。そのためには、今回の林野金融二法の改正あるいは金融措置、そういうものも充実をさせながら立派な体制をつくりていくことが大事だというふうに考えております。

○林紀子君 次に、私は健康とゆとりの森整備事業として富山市で進められている呉羽丘陵整備事業についてお聞きしたいと思います。

林野庁は、この整備事業に対する住民や自然保護団体などの反対運動が起っている真っ最中の昨年九月に現地に入りました。県に、計画画の一部変更を含め、住民とよく話し合うために専門家の意見を聞くなどして何とかやれないかと指導しました。県は、森林総合研究所から推薦された岡山大学の千葉教授を富山市に紹介し、富山市は千葉教授を専門家として招いて現場調査を行った。そして調査報告も受けているということです。しかし、その後事態は好転するどころか一層混迷を深めているわけです。

具体的には、千葉教授の調査と報告書は非開示

文書扱い、こういうことになっているわけです。それで、千葉教授自身も、自分の本意が酌み取られていないと、こういうことをおっしゃって

いるわけです。

それから、富山市の緑化審議会会長の佐々学富山国際大学学長がこの事業に対し、昨年十二月に意見書を提出しまして、審議会を早く開いてほしいということを市に要請しているにもかかわらず、この審議会も開こうとしている。

住民や関係者が今一番求めていることは、市が話合いのテーブルに着くということです。国は二分の一の補助事業ということでこの事業に三億八千八百万円を使うということを計画しているわ

けですが、千葉教授の報告書を公開させ、住民、関係者の合意のもとにこの事業が円満に行われる

健康とゆとりの森整備事業というのは、我々国民が自然の中でゆとりと潤いを享受しながら心身のリフレッシュや人間性の回復が図られるよう森林の造成整備を行うということを目的とした事業

は植生、気象等の自然条件、あるいは森林に対する社会経済条件等を十分勘案して行うようにといふ指導をしてきたところでございますが、この呉羽丘陵の森林をどう整備するかというの、今言いましたような諸条件を踏まえて地域で決められるべきものであるというふうに考えておりまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしているところでございます。

具体的な問題につきましては、地方自治体の中での取り扱いの問題でありますので、私どもとしては個々に立ち入るつもりはございませんけれども、今言いましたように、この事業の目的がそもそも住民が自然に親しむためのものでございまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしていくことになります。

具体的な問題につきましては、地方自治体の中での取り扱いの問題でありますので、私どもとしては個々に立ち入るつもりはございませんけれども、今言いましたように、この事業の目的がそもそも住民が自然に親しむためのものでございまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしていくことになります。

この富山市の事態といいますのは、貴重な動植物生態系に大きな影響を与える、この生息地というのが見つかってたそうですねけれども、これも絶滅してしまう、こういう住民の声を聞かないと、そして一方的に事業を行っている、これが現

ですか、この富山の事態を解決するということはもちろん必要なわけですから、それと同時に、この事態を教訓にして今後の整備事業に生かしていく、これも大切なことではないかと思うわけですね。

○政府委員(馬場久萬男君) お話をありました。昨年の地球サミットのリオ宣言では、国内措置としての環境影響評価は、環境上重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、しかるべき行政機関の管轄権が及ぶ活動案に対して実施されなければならないといふふうにして、また、林野庁が画

期的だということを表明していらっしゃる森林原

則声明では保護林やアクセスメントの必要性というのをうたっています。

こういうことを考えてみると、今後とも整備だからアセスは要らないという機械的な対応ではなく、必要な環境アセスを行って、地元住民、関係者の合意で事業を進めるように指導していく必要があります。

そして、先ほど長官がこの健康とゆとりの森整備事業の趣旨をお読み上げになりましたけれども、その後すぐに、「豊かな生態系を有する変化も、言いましたように、この事業の目的がそもそも住民が自然に親しむためのものでございまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしていくことになります。

そこで、先ほど長官がこの健康とゆとりの森整備事業の趣旨をお読み上げになりましたけれども、その後すぐに、「豊かな生態系を有する変化も、言いましたように、この事業の目的がそもそも住民が自然に親しむためのものでございまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしていくことになります。

さらに、今年一月の農政審議会によつて取りまとめられました「今後の中山間地域対策の方向」におきましても、中山間地域は地勢等の地理的条件が悪く、農業の発展等に不利な面も見られ、近年その地域においても農林業の担い手の減少・高齢化の進行が著しく、地域の農林業生産活動が停滞しているのみならず、国土・環境保全等の機能の低下が懸念される。このために、農林業等の事業

私どもは自然環境といふものは非常に重要であると思いまして、この事業の趣旨が先ほど申しましたような趣旨でござりますから、そういう観点から地元住民の意見を反映して事業を実施するよう

に思っております。

○星川保松君 今、我が国の農林水産業に携わる人々は、農林水産業が今後どうなるのかといふことについておるところだと、こういうふうに思います。

星川保松君 私は、そういう抽象的なことでは

ずっと読んでみました。ところが、林業に関しては、日本の林業をどうしていくのかということが全く書いてないんですね。これは一体どうしたとかと林業関係者は思つておると思うんですが、これについてはどのよなお考えですか。

○政府委員(馬場久萬男君) 新農政と言われる昨年の六月に打ち出されました新しい食料・農業・農村政策の方向におきましては、特に林業関係に關係の深いのは中山間地域におきます取り組みであります。そこにおきましては、立地条件を生かした高付加価値型、複合型の農業などとともに、林業、農林産物を素材とした加工業などを振興することとされているところであります。

まだアセスは要らないという機械的な対応ではなく、必要な環境アセスを行って、地元住民、関係者の合意で事業を進めるように指導していく必要があるのではないかと思います。

そして、先ほど長官がこの健康とゆとりの森整備事業の趣旨をお読み上げになりましたけれども、その後すぐに、「豊かな生態系を有する変化も、言いましたように、この事業の目的がそもそも住民が自然に親しむためのものでございまして、事業主体である富山市に、地域の住民の意向等も十分考慮しながら事業を行おうようにといふ指導をしていくことになります。

さらに、今年一月の農政審議会によつて取りまとめられました「今後の中山間地域対策の方向」におきましても、中山間地域は地勢等の地理的条件が悪く、農業の発展等に不利な面も見られ、近年その地域においても農林業の担い手の減少・高齢化の進行が著しく、地域の農林業生産活動が停滞しているのみならず、国土・環境保全等の機能の低下が懸念される。このために、農林業等の事業

の活性化のための基盤整備を促進する措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業等の事業の進行を図り、豊かで住みよい農山村の育成に寄与することが重要だというふうに言われております。

星川保松君 私は、そういう抽象的なことでは、決して林業あるいは林地といふものについて言及していないわけではありませんが、これはあくまで農業の新しい政策を打ち出すといふ点に重点がありますから、林業を単独で取り出して言うあるいは論ずるという形になつていいことは事実でございます。

星川保松君 私は、そういう抽象的なことでは

林業関係者は皆目わからないと思うんですよ。こ

のいわゆる新農政の中では、例えばはつきり望ま

しい経営体というものをつくっていくんだというのを打ち出しているわけですね。それで、例えば稻作の場合の望ましい経営体はこうだというようなことを言っているわけですよ。したがって、當然是稻作だけではなくて林業についての望ましい經營体はこうだということをここでうたわなくちゃわからないわけですよ。

それから、他産業並みの水準の労働時間といふことをうたつてあるわけですよ。林業と他産業並みの労働時間というふうにするにはどうすればいいかということが全然書いてない。それから今度は、他産業と遜色のない水準の所得、こういうことをうたつてあるわけですよ。林業で果たして他産業と遜色のない水準の所得を得るにはどうするのかということに一言も触れていないということではわからないですよ。ここをわかるようにひとつ説明をしてください。

○政府委員(馬場久萬男君) この「新しい食料・農業・農村政策の方向」においては、御指摘のよ

うに、林業について取り出して所得であるとかいうものについて論じていなことはそのとおりでございますが、委員御案内のとおり、我が国の林業の大部分は農家がやっておりまして、いわゆる農家林家といふものがやっているわけでございま

す。したがいまして、林業の面だけを取り出してそれを論ずるといつたしますと、林業専業の経営体といふことになりますし、農業とやや趣を別にする面がございます。したがいまして、農業サイドで論じているのと同じような形で、例えば稻作について示したような形で林業について示せるかといふことになりますと、これはなかなか難しい問題があることは御理解いただけるかと思つております。

すなわち、農業は、戦後の農地改革等によりまして規模が同じような農家が非常にたくさんあるということでございますが、林業につきましては、何百ヘクタールという大きな山を持つている林家から〇・三ヘクタールとか五ヘクタールぐら

いの森林を持っている農家までずっとあるわけですが、今まで像を示せということを言つてゐるんじやき姿を示すとかいうことはなかなか困難であろううなことを言つておられます。

○星川保松君 たとえ困難であろうとも、そここのところを避けて通るということでは林業に携わる者が救われないとと思うんですよ。

それで、農家林家、農業をやりながらやつてゐるもの、それから一ヘクタールから五ヘクタールまでの小さな林家が一番多い。だから、その一番多い人たちがどうしていけばいいのか。それは、林業専業でなくとも複合経営でやつていけばいいんだとすれば、その複合経営の形を、そういうパターンはある程度は示していくかも知れないと思うんですよ。全然触れてないというのは、難しからだ、難しいから触れないということではわからぬです。

林業行政は成り立たないと私は思つんですが、その点もう一遍答えてください。

○政府委員(馬場久萬男君) 難しいからといふことだけがございませんで、先ほど言いましたように、農業が主で新しい施策を展開する、そこで、先ほども読み上げましたが、立地条件を生かした高付加価値などをつくる、あるいは複合的な農業をやるという場合に、林業あるいは林産物、そ

ういうのも取り込んでやつて、こうということをこの新農政の方では申しているわけでございま

す。切り離して林業だけということになりますと、先ほど私が申しましたように、非常に経営体なるかわからないけれども、そこに夢をかけて今生懸命山の手入れをしているわけですよ。山の手入れをやめているわけですよ。山の手入れをやめますと樹木の成長がとまる。成長がとまれば、繁殖期に入つて杉の花粉がぼんぼん出てくるというようなことになつて荒れの状態があらわれてきているわけですね。それで一生懸命やつている人は、これはきっと国産材の時代が来るということに夢をかけて、どうなるかわからないけれども、そこに夢をかけて今一生懸命山の手入れをしているわけですよ。

ですから、これは将来どうなるかということは難しいだろうけれども、いつごろどのような形で国産材の時代が来るのか来ないのか、そういうことについて何年ぐらいのものがどのくらいあるかといふことは御理解いただけるかと思つております。

仰せられますよな、例えば五ヘクタール未満のようないい農家林家について、林業の面だけを取り出して何か示すということが必要であるかといふことになりますと、どちらかといへば農業とかそ

ういう問題を中心にしてそこに林業をいかにかまけていくかということにならうかと思ひますので、御指摘の点も踏まえまして今後の検討課題と聞いておった。あるいは外材がどんどん輸入される

○星川保松君 私は、林業の方を取り出して、それが将来像を示せということを言つてゐるんじやないんですよ。あなたがおっしゃるように、農業の像をここに示さなければ、林家や林業関係者はいわゆる新農政で林業がどうなるのか皆目わからぬわけですよ。これをできるだけ早く示していただきたいと困る。こう私は思います。

それから、先ほども大臣おっしゃいましたように、日本の森林は一千万ヘクタール、樹齢が二十年から三十年という若い樹齢ですくすく育つてゐるわけですよ。それで、いつか国産材の値がよくなる時代が来ると。これは来てもらわなければ困るわけです。伐期が到来したときに、それで、それについてどういう見通しをするかといふことで林業を営む人々は今両極端に分かれているわけなんですよ。

それで、国産材はこのままで到底見込みはないというふうにあきらめた方々はもう山を荒らしているわけですよ。山の手入れをやめているわけですね。それで、山の手入れをやめますと樹木の成長がとまる。成長がとまれば、繁殖期に入つて杉の花粉がぼんぼん出てくるというようなことになつて荒れの状態があらわれてきているわけですね。

それで一生懸命やついている人は、これはきっと国産材の時代が来るということに夢をかけて、どうなるかわからないけれども、そこに夢をかけて今一生懸命山の手入れをしているわけですよ。

ですから、これは将来どうなるかということは難しいだろうけれども、いつごろどのような形で国産材の時代が来るのか来ないのか、そういうことを林野当局は研究をして示してもらわなければ困ると思うんですが、それについてお話を伺いたい。

○国務大臣(田名部匡省君) なかなか難しい質問でありまして、考えてみますと、他に産業がなかつた時代は農村では山持ものところへ行って働いておった。あるいは外材がどんどん輸入される

一方では、おっしゃるとおり農山漁村、これがどうも衰退しておるという事態に即して私どもは今考えておるわけでありまして、明確に国産材時代というのは、その伐期の来る、あるいはそれまで全然ないかというとあるわけでありますけれども、そういう近い将来資源的には国産材の供給可能量が増大するということが期待されるわけであります。そのため、流域管理システムを基本として林業の生産基盤の整備をしておこう、あるいは人手不足に備えて林業の機械化にどんどん移行しよう、あるいは担い手の確保をしたり、國産材の生産から加工・流通に至る一貫した低コスト安定供給体制づくりに向けた条件整備のためのいろんな政策をやっておこう。それはそればかりにらんでいるわけではなくて、もう現にそうしないと山村というものは守りにくく、ということではありますので、明確にいつどうかとも、いついかなる場合でも十分対応できるようにしておきたいということで努力をしておるわけであります。

○星川保松君 大臣の今の話ではさあ山の手入れを続けようかもうやめようかといふ人はちょっと元気が出ないです。どうやつたらいいかわからぬ。世界の木材の需要供給の関係からいって、今あるもの、既にもう伐期の来ているものしかこれらは対象にならないわけですから、そういうことからといって、世界的な需要と供給の関係からいって長官はもう少し具体的な見通しを立てることはできませんか。

○政府委員(馬場久萬男君) 私ども、国内の資源については、今大臣も申されましたように、大体植えて何年ぐらいのものがどのくらいあるかといふのは把握しているわけでござりますから、国内から供給することの可能なもののというのは、これ

は見通しはかなりできるわけでございます。

ただ、世界の資源の供給力ということになりまして、それぞれの国の事情によって非常に予測が難しいわけでございます。例えばロシアにおいてはかなり資源があると言われております。しかし、今あの国はそれをきちっと伐採して流通に乘せて輸出するという体制ができております。したがって、資源はあるけれども供給が可能かどうかということは見通しが難しくございます。あるいはアメリカやカナダは資源を非常に自然保護という観点から伐採しないようにという抑制をしております。資源的にないわけじやございませんが、別の要素で制限をするということであります。したがいまして、国内の供給可能量というのは予測が可能でございますが、外國から入ってくるものとの関係でどのくらいのものになるか、価格、需給いすれの面においてもなかなか予測が難しいというのが実情でございます。

ただ、全体の方向としてはやはり海外からの資

源というのはだんだん制約されてくるであろうと。幸いなことに我々の先輩たちが人工林を一千万ヘクタールつくった。これはだんだん資源があ

えてくるだろうということは言えるわけでござい

ますから、先ほど大臣から御答弁申し上げました

ように、国内産の材が円滑に国民に供給される体

制を今からつくっていきたいというふうに考えて

いるわけでございます。

○星川保松君 将来の見通しですかなかなか難

しいとは思いますが、今、日本の山の木材が海から来る木材に押されて大変な苦しみをして

おるというようなことについて、もっと林野庁は

いろんなデータを集めて分析をし、将来の見通し

をもう少し示してもらわないと林業経営者はもう

迷うばかりだと、こういうふうに思いますので、もつとその点について研究をしていただきたい、

こう思います。

それから、若い人を林業につけようということ

で大変な努力をなさっていることは私わかるんでありますけれども、これは極めて実際は難しいこ

とだと思うんですよ。それで、新規参入者という

資料を私もらいましたんですが、これはもう極め

て少ない希少価値のある話であります。

到底日

本の林業をこれからよつていつてもらうとい

うにはいかないわけですよ。

そこで、私は一つ提案ですが、この新農政の中

にも書いてありますが、「稻作を中心とする農業

構造の見通し」というところですね。稻作をしな

い、十年程度後の農業労働力は約三分の二程度に

がら林業をやっていくのが一番多いんじゃないかな

と思うんですよ。それで、「農業労働力に大きな

割合を占めている昭和一桁世代のリタイアに伴

うかといふことは見通しが難しくございます。

あるいはアメリカやカナダは資源を非常に自然保

護という観点から伐採しないようにという抑制を

しております。資源的にないわけじやございませんが、別

るところでも他産業から新規参入する方で四十

歳以上の方の方が以下の方よりも多いわけでござ

いまして、その人の生活の中で、四十歳までは何

かの仕事をしてたけれども四十歳過ぎて、これ

は先生がおっしゃるように六十過ぎか六十五過ぎ

かわかりませんが、林業をやってみようとして

いたところでも他産業から新規参入する方が四十

歳以上の方の方が以下の方よりも多いわけでござ

いまして、その人の生活の中で、四十歳までは何

かの仕事をしてたけれども四十歳過ぎて、これ

は先生がおっしゃるように六十過ぎか六十五過ぎ

ましては、これらの事業単価につきまして前年比で約二割の引き上げを実現するということができたわけでござります。もちろん、それをもって十分かということになりますと、これからさらにその単価で事業をしながら検討しなきやならぬと思いますが、できるだけ地域におきます実勢賃金に基づいて適正に標準単価が決められるよう指道をしてまいりたいというふうに思つております。

○星川保松君 それは、結局現場の方では、森林組合に来てくれと、それから今度は建設会社の方に来てくれと。それで、その単価を比べてみたらそっちの方が高いと。当然高い方へ行っちゃうわけですよ。

すね。これはもう大変なんですよ。自然の中でも働くなんて格好いいこと言いますけれども、若い連中が嫌うのは当たり前なんですね。例えば、山には蛇もいるし、毛虫もいるし、ハチもいるし、蟻や毛虫嫌いな人はもう絶対入れませんよ。それに刃物を使いますから生傷が絶えないです、これ。そういうきつい仕事なんですから、そうすると当然楽な道路工事とか河川工事とかという方に行ってしまう。そっちの方が高ければ当然もう森林組合には寄ってこないです、それは。しかし、そういうことのないようむしろそういう建設関係員よりも高い賃金を払えるようにななくちやいけないと思ふんですよ。そういうことをひとつ頑張ってやつていただきたいと思います。

時間がなくなってきたんですが、今この一赤ケット農林水産統計」というのを見ますと、五十年後を伐期とした場合の杉の生産費といいますか育林費、これが、六十一年のが一番新しいんだぞうですけれども、杉の場合は二百万七千円です。私はもつとかるんじやないかと思うんですね。けれども、まあいいです。これを二百万七千円でなければどうぞ、これで木を植えて五十年たって、そして売った場合、杉一ヘクタール売ったという場合にどのくらいの金が入るというふうに計算されますか。

○政府委員（馬場久萬男君） ちよつと、にわかなり
お尋ねでござりますが、私どもの造林投資の利回
りの計算等において考えておりますのは、大体杉
でヘクタール当たり、今の五十年生、これは三
年、四十年にそれぞれ間伐をある程度してきち
と育てたものというふうに考えておりますが、ヘ
クタール当たりの立木の販売価格が四百二十六万
一千円、それに対しまして造林その他の費用が二
百四十五万七千円というような計算をしておりま
して、これで計算しますと、いわば内部収益率と
いいますか、利回りといいますか、一・三%程度
というふうになつてゐるわけであります。
ただ、造林につきまして國から補助金が出ます
と、ヘクタール当たり大体百三十二万円ぐらいの
補助金が出るわけでありますと、この補助金分は
國からもららうということで計算しますと、今の内
部収益率が三・一%ぐらい。つまり、補助金がか
かった経費二百四十五万七千円のうちの大体百三
十二万円出るわけですから、そういうことでヘク
タール当たり四百二十六万一千円の売り上げの中
で計算しますと三・一%ぐらいの収益になると、
こんなようなことになります。

○政府委員馬場久萬男君) ちょっと、にわかなん
お尋ねでござりますが、私どもの造林投資の利回
りの計算等において考えておりますのは、大体杉
でヘクタール当たり、今の五十年生、これは三
年、四十年にそれぞれ間伐をある程度してきつつ
と育てたものというふうに考えておりますが、ヘ
クタール当たりの立木の販売価格が四百二十六万
二千円、それに対しまして造林その他の費用が二
百四十五万七千円というような計算をしておりま
して、これで計算しますと、いわば内部収益率と
いいますか、利回りといいますか、一・三%程度
というふうになつてゐるわけであります。

こない。貯金すればこれだけ出てくるんですよ。そういう状況にあって、どういうふうにして日本の山に林業関係者を手入れのために誘い込むのか、極めて難しい問題なんですよ。そういう状況にあるということを踏まえて頑張っていただきたいということを申し上げまして、終わります。
○喜屋武真義君 沖縄戦が終わって生き残った私が大変困りましたことは、不在地主が多く出たということでありました。いわゆる山の地主や畠の地主、それが外国に行っていないとか本土に行っていないとか沖縄戦で戦死したとか、こういうことで非常に財産の管理に困った経験を身にしみて感じておりますが、そういうことが沖縄でも幾らでもございました。そうして、海外にあるいは本土に飛び出しておる県民もたくさんおりますので、その連中も、戦後帰ってきたのもおりますけれども、ほとんど帰らない連中は不在地主といふ形で管理されたということです。だから、地料を渡すにも非常に当局は困つた実情があるわけなんですね。
そういうことを思い出しながらこの森林の問題も考えてみたわけですが、平成二年には私有林の面積の二・八%が不在地主の数字になつておるんですね。十年前の昭和五十五年に比べて三ポイント高まっているという数字があらわれております。今後この傾向は多くなつていくのではないかと思われるが、その見通しはどうだらうか。不在村の森林所有者の増加、森林の管理不十分の荒廃ということが考えられます。そうしますと、その対策は国としてどうするのか、まずお尋ねいたします。
○政府委員(馬場久喜男君) 不在村の森林所有者がふえていくということは、おっしゃいますようにこれまでの傾向からもある程度想定されるところでありまして、特に先ほど来申しますように山村におきます過疎化、高齢化というようなことが進みますれば、不在村森林所有者というものの数はふえるだらうと思っております。
私も、それによって森林が荒れるということ

は避けなければならない、というふうに思つております。特に、先ほども御質問にお答えいたのでござりますが、ふるさと森林活性化対策事業というような補助事業を起こして、森林組合が不在村者から委託を受けてその不在地主の森林を手入れするというような補助事業も起こしているところであります。

さらには、当該市町村におきまして公益的な見地から整備が必要だというようなものにつきましては、平成五年から自治省、国土庁と一緒になりまして打ち出しました森林・山村検討会の結果によりまして、公有林化というような形で地方自治体がその森林を取得して管理するという方途もあるわけでございますが、いずれにしても、今後ふえていくであろうという不在村者の所有する森林につきまして森林整備を図れるように努力してまいりたい、というふうに考えております。

○喜屋武真義君 この地主を捲し出すということ是非常に困難な問題もあると思いますが、その点ひとつ地主に不利を与えるよう努めてもらいたいことを強く要望しておきます。

次に、ちょうど今私が困つておる、私が困つておるのはなく孫のことでありますが、杉花粉症の問題についてお尋ねいたします。

一般、杉花粉症の患者が国を相手にとって損害賠償請求の訴訟を提起したとのニュースを知りまして、森林の公益的機能の一つに国民の保健休養という側面が挙げられるが、杉花粉症の蔓延は森林によって多くの国民が逆に保健上の被害をこうむっているという皮肉な結果をもたらしておるようです。この患者は相当数に上り、不愉快な思いをさせられているようであります。

杉人工林の管理が不十分という状態が今後ますますふえるとしたら、春の季節に不健康をかこつ国民がさらにふえることになるわけでありますが、林野庁は杉人工林の管理にどのような対策を

立てておるのか、またその際人工林と自然林の割合と面積、人工林中の杉林の割合と面積はどのようになっているのか、さらに今後の植林に当たつての樹種の選定についてはどのように考えておるのかなどなど、お尋ねをいたしたい。

○政府委員(馬場久萬男君) 我が国の花粉症の原因といたしまして杉が多いということをいわゆる杉花粉症という名がついているわけでございますが、これは、花粉症の中には杉だけでなく、いわゆるセイタカアワダチソウと言われるブタクサの花粉でありますとかいろいろな花粉が作用する場合があるかと思っておりますが、これは専門家の間でもその原因につきましては、食生活の変化によるアレルギー体质の人の増加でありますとか大気汚染との複合要因だとか、いろいろな説があるようでございます。

いずれにしましても、杉等の人工林につきまして我々森林を管理する立場からいいますと、造林したからはその間伐保育ということを適正にしなければならぬということで、いわゆる森林整備事業計画というようなものを立てまして一般的な管理をしているわけでございます。特に杉の花粉症の問題が取り上げられるようになりましてから、昭和六十二年度から杉花粉動態調査と、いうよ

うなこととで、いわゆる森林整備事業計画というようなものを立てまして一般的な管理をしております。特に杉の花粉発生の状況等を調査し、平成三年度からは花粉発生を優先的に間伐する。これは都市近郊杉林緊急整備事業と名づけておりますが、そういうような事業も実施してきております。さら

に、平成五年からはこれらの従来の対策に加えまして、花粉生産量予測手法の精度の向上の検討といふようなことも行っているところであります。

この花粉症の問題はいろいろな範囲に及ぶものでございますから、平成二年の四月に環境庁、厚生省と私ども林野庁、それから気象庁といふ四省厅で連絡会議を設置しまして、密接な連携をとりながらこの問題の対応をしてい

す。

ところで、今、人工林の中におきます杉の面積と天然林におきます杉の面積というお尋ねがございました。我が国の森林の面積は平成元年度末で二千五百二十一万ヘクタールございます。うち天然林千三百五十二、人工林千三十三ヘクタールとなりますが、人工林の中で杉の占める割合は四四%、約半分近い四百五十四ヘクタールといふ数字は残念ながら持ち合わせておりませんので、お答えできかねるところでございます。

いづれにしましても、人工林において杉の割合が非常に多い。また、杉という木は我が国固有の樹種でございまして、それが非常に広く分布している。そしてまた木材としては利用価値が高いといふようなことで、大変全国的に広く植えられているものでございます。今後、これらの森林の整備につきまして、極力杉の花粉によるそういう問題も含めまして、極力杉の花粉によるそういう症状が起きるということについては何らかの形で抑制的な手法を編み出してまいりたいというふうに思っております。

○喜屋武真榮君 国民の健康にかかる森林はますますその面に活用してもらわぬといかぬと思うんですが、逆に国民の健康に逆らうようなことに對しては、これこそ国にとりまして重大な問題であると思いますので、ひとつ十分配慮してもらいたい。

次に、熱帯雨林の問題についてお尋ねします。世界の熱帯雨林が開発によってかなり消失しつつあるということは御承知のことと思います。そのことが地球環境に及ぼす影響についてはとても憂慮の声が上がっており

ます。大臣は、先進国日本の森林の永劫の守護者として、この地球規模の問題についてはどのような御見解を持っていらっしゃるのか、お伺いいたしま

す。

○国務大臣(田名部匡省君) 熱帯雨林の減少は、もう既に御案内のとおり、日本国土の四割に当たる千五百四十万ヘクタール、これだけ毎年減少しておるわけでありまして、地球環境問題にとつては大変大きな問題になつていてることは私も承知をいたしておりますし、なかなか難しい面もあります。

開発途上国の収入源になつておりますので、あるいは農業生産を拡大しようとするとそういう伐採というものが進んでいく。生活ができないところの問題を一体どうするかという問題もあります。

しかし、私どもとしては、熱帯雨林の保全あるいは持続可能な開発の確立、こうしたことに向けて何といつても開発途上国自助努力を支援していかなきやいかぬと思って、從来から専門家の派遣、研修員の受け入れによる技術協力、あるいは資金の協力でありますとか、国際熱帯木材機関あるいは国連の食料農業機構、こうしたところを通じた協力を実施しております。今後とも積極的に展開していきたい、こう考えております。

○喜屋武真榮君 次に、日本で沖縄にしかないマンゴロープの林についてお尋ねいたします。沖縄の沖縄には国内ではまれに見るマンゴロープ林が存在しており、これは生態系の保持並びに環境の保全の上からも貴重な存在となつておることは私が今さら申し上げるまでもありません。このマンゴロープ林はしっかりと保全していくなければならないと考えるが、今後開発の波にさらされる可能性があります。林野庁は、この点についてどのように考へておるのか、またその保全策についてどのように考へておるのか、お尋ねをいたしました。

実は、麴町の事務所にも沖縄から持ってきたマンゴロープの一鉢を上げて置いてあります。それが持つてこようかとも思つたんですが、ちょっと鉢が重いものだから持つてきませんでしたが、向こうへいらっしゃるときはマンゴロープをぜひ見てください。というわけで、マンゴロープは日本で沖縄にだけしかない植物でありますので、まだ御希望であれば今度沖縄に帰つて戻るときに持つてきてもよろしくございますから。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるよう、マングロープは沖縄にしかないものであります。その面積は、私どもの把握している限りでは四百五十八ヘクタールございまして、大部分の三

百九十八ヘクタールが国有林といふことでござります。この国有林におきましては、国有林の管理の仕方として、機能類型別に分けて、それぞれの持つている森林の機能によつて管理をするわけでございます。マンゴロープ林につきましては、基本的に自然維持林といふ性格づけをして、自然維持林は原則として自然の推移にゆだねた保護管理を行つておられます。

また、特に西表島のマンゴロープにつきましては、平成三年三月に西表島森林生態系保護地域といふように指定をしまして、その保全に努めています。また、特に西表島のマンゴロープにつきましては、国有林三百九十八ヘクタールのうち、国土保全林が百三十一ヘクタール、自然維持林が二百六十八ヘクタール、そのうちで森林生態系保護地域として特に保護するところが百七十五ヘクタールといふふうになつておるわけでございます。

なお、このマンゴロープの林の生態につきましては、まだ未解明の点が多いのでございますから、私どもの森林総合研究所を初めとしまして、地域内外の研究機関が結集いたしまして、その生態系の解明に関する研究を行つております。

また、沖縄県におきましては、社団法人沖縄国際マンゴロープ協会といふのが設立されて、県からの積極的な助成のもとにこのマンゴロープ林の生態系の保全と利用に関する調査を行つております。これらの研究の成果が期待されているところだと思っております。

○喜屋武真榮君 沖縄県では来る二十五日に全国一巡の最後の植樹祭が開催されることになつてお

ることは御存じのところだと思います。この植樹祭にはぜひ大臣もお越しください、記念の木を一本でも結構ですから植えていただきたいということをまずあらかじめ希望いたしておきます。

沖縄県の森林は戦争準備のための軍による伐採、戦中の砲爆撃による焼失、戦後の復興期の乱伐と数々の悪条件が重なった結果、荒廃の極に達したのであります。このたびの植樹祭は沖縄県最後の激戦の地である南部の糸満で開催されることになっておるが、このことは平和のシンボルである沖縄県の緑の復活にとって極めて重大なことであり、象徴的であります。

そこで、沖縄県の森林・林業の振興策について大臣の御所見を賜りたい。

○国務大臣(田名部匡省君) ことしの植樹祭にはぜひ参加をいたしたい、こう思っております。

森林というものは県土の約五〇%を占めておりまして、自然環境でありますけれども、沖縄県の森林といふために大変大きく役立つておるわけでありまして、そのために私はともも努力をしていかなければなりません。こう考えております。具体的には、造林・林道の生産基盤の整備に当たって高率の助成を実はいたしております。

また、沖縄県の特色ある森林資源を生かした林業の振興と地域の活性化を図るために特別対策といふことも実はいたしておるわけであります。今後ともさらに一層森林・林業の振興が図られるよう努力をしていきたい、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 時間が参りましたので、最後に松くい虫の被害とその対策についてお尋ねいたしたいと思うのであります。

沖縄県における松くい虫の被害の推移は、大変おもしろいことにこの表で一目瞭然で、後でごらんになつてください。(資料を示す)ちょうど四十八年からずっと年次的に横ばいであったんですが、五十七年に大変な猛威を振るつております。それからまた静まりまして、平成三年、四年にま

たピーカになつております。

このように沖縄における松くい虫がまた猛威を振るつておるわけであります。この松くい虫の処理につきましては、ぜひひとつ林野庁としましても米軍基地内の同様の被害の実態と対策について十分調査、検討してもらいたいといふことを特に要望いたしまして、この松くい虫に對する対策をお聞きしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(馬場久萬男君) 今、委員御指摘のように、沖縄県の松くい虫の被害というのは昭和四十年に初めて発生して、五十七年に中南部中心に一万七千立方メートルという非常な大被害を記録したわけでございます。その後、ややたちまして大幅に減少したんでございますが、平成二年に今度は北部を中心に著しくふえ始めまして、平成四年度は一万六千五百立方メートルといふような被害を生じております。沖縄県の主な樹種は、琉球松でございますが、これは国土の保全なり水源の涵養に非常に大きな役割を果たしていますので、この被害を防止するための被害木の伐倒駆除を中心いろいろ対策を講じているところでございます。

今後におきましても樹種転換を進めることなどによりまして被害の鎮静化に努めてまいりたいとおもに、防除につきましては、原則として米軍が実施すべきものではございますが、当庁におきましても、その緊急性、社会的影響等にかんがみ、米軍が実施できないものにつきましては昭和五十五年から松くい虫防除のための駆除工事、これは伐倒駆除でございますが、を実施しているところでございます。なお、今後におきましても沖縄県と調整しつつ誠意を持って対応してまいりたいと存じております。

○委員長(吉川芳男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、高木正明君が委員を辞任され、その補欠として吉村剛太郎君が選任されました。

○新聞正次君 最後の質問者ということでござりますので、質問ではダブルの部分があるかもしれませんけれども、これは念押しということでお答えをいただきたいと思います。

「兎追いしかの山 小鉛釣りしかの川」、あるいは白砂青松の國と、歌に言いますというとなかな

かこれは潤いがあつて結構でございます。しかし、現状の林業を見た場合に、採算性の悪化あるいは労働力の不足、大変厳しい状況にあると聞いております。こういう状況が将来的にも続くといふことになりますと、意欲を持つて林業の経営を行なう人がますます減つてくる。そして、我が国民にとって重要な資源であります森林が十分な手入れがされなくなるおそれがあると危惧しておるわけでございます。また、代替材の増加あるいは製品の輸入の増加など、木材産業をめぐる経営状況も大変厳しくなつてきておる。この木材産業が衰退すれば、たゞえ我が国の森林資源が成熟した場合でも、これを円滑に再生産することが大変困難になつてくるんじゃないかなと思うんで

ます松くい虫による立木被害につきましては、過去の処理実績から、昭和五十五年ごろから大量に庫地区及びキャンプ・ハンセンに移行しております。また、最近の平成三、四年におきましては

キャンプ・シュワブに多く発生していることから、中部地域から北部地域に被害が移行しているものと推察しておるところでございます。米軍の施設区域内の松くい虫の被害につきましては、毎年被害の発生します十一月ごろに現地調査を行いまして、その実態を掌握いたしますとともに、防除につきましては、原則として米軍が実施すべきものではございますが、当庁におきましては、その緊急性、社会的影響等にかんがみ、米軍が実施できないものにつきましては昭和五十五年から松くい虫防除のための駆除工事、これは伐倒駆除でございますが、を実施しているところです。

そこで、まず大臣に、その林業、木材産業をめぐる状況についてどのような認識を持っておられますか、御質問いたします。

○国務大臣(田名部匡省君) 過去において私どもが子供のとき見ておった森林というものと価値観が大分変わつたんですね。昔はどちらかといふと山というものを持つてゐるというだけでこんな手入れはしなかつた。最近になると、どうも一生懸命植林をしてやつたけれども余りもうからぬ。損得からスタートしまして、もうからぬものに一生懸命やつてもしようがないということでだんだん山というものが粗末になつてきたと思つた。価値観がずつと時代とともに変わつてきたと思うんです。

そういうことで木材の価格が低迷しておる。これは輸入との関連もあります。あるいは経営コストが、一方では賃金はどんどん上がる、設備に金がかかるということで経営コストといふものが増大してきた。あるいは採算性が悪化をしておる。山村の過疎化を背景として林業の担い手がだんだん減少してきた。これは、高度経済成長、他産業の発展と関連がある。あるいは高齢化が進むということとして、今お話しのよう経営意欲がもう減退してきた。そのことによつて森林の管理への影響が実は懸念されておるわけであります。

また、木材産業についても、非木質系の資材といいうものがどんどん発達してまいりました。製品を中心とした製品の形態での輸入がまた増加をいたしてきたということで、全体的に見て非常に厳しい環境にあるというふうに認識をいたしております。

○新聞正次君 そこで、今回提出されましたこの二つの法案でございますけれども、このような林業あるいは木材産業の厳しい状況に対処したものと考えておりますけれども、この二つの法案が林業あるいは木材産業の振興を図る上でどのような関連を持っているか、長官ひとつよろしくお願ひいたします。

○政府委員(馬場久萬男君) 林業それから木材産業といふものは、今大臣からも申し上げましたように、我が国の産業として今後とも振興を図つていかなくちやいかなということございますが、森林資源の適正な整備あるいは有効利用を行うといふためには、まず山で林業に携わることが必要であります。また、そこでできる木につきましては、それを切り出して加工・流通するということが重要でございます。そういう意味で、山の森林整備なり林業生産活動の主体となる林業の担い手の確保ということと、そこから生み出される木材の低コスト安定供給体制の整備という施策は、いわば関連がといいますかつながっているものであります。

そこで、林業改善資金助成法案におきましては、林業従事者の就労環境の改善あるいは他産業からの新規参入の促進など、林業の担い手の確保のための改正を行うということにいたしま

きましたは、木材の生産から加工・流通に至る事業者間の連携の促進を通じた木材の低コスト安定供給体制の整備に向けた措置を講ずるということにして、いずれもこれらは金融面からの支援措置

ということで制度改正を行い、他の諸施策と相まって木材産業の振興に寄与していきたいとい

ふうに考えております。

○新聞正次君 大変よくわかりました。

ところで、今回創設する青年林業者等養成確保

資金及び林業労働福祉施設資金の貸し付けの内容

ということについて、またこれらを林業者の方々

が利用しやすくなるための何か方策があればお尋ねしたいと思います。

○政府委員(馬場久萬男君) 今回創設いたします青年林業者等養成確保資金につきましては、貸付対象者に新規参入青年等を含めるとともに、近代的な林業経営の基礎を形成するためには必要な種苗、資材、機械等の資本装備のための資金を新たに貸し付けるというものが内容でございます。

また、林業労働福祉施設資金につきましては、林業労働従事者の確保を図るために、休憩室、シャワーなどの林業労働に従事する人の福利厚生施設

についても新たな貸付対象にするということにして

いるわけでございます。

さらに、この借り受け者の償還負担の軽減を因

るため、現行五年または七年以内の償還期間を十年以内と延長しますとともに、借り受け者の利便を図るために、保証人による保証のほか物的担保による保証もできることとするなど、措置を講じるところでございます。

今後、林業者等がこれらの資金を利用しやすくするためには、都道府県等を通じまして制度の改

正の趣旨の徹底を図つてまいりたいと思っており

ます。

○新聞正次君 次に、先ほど大臣からもちょっとお話をいただいたんでござりますけれども、労働力を安定的に確保していくという、これは大変難しい問題だと思いますね。最近では、お父ちゃんは町に働きに行って、お母ちゃんが山へしば刈りに行くというような現状じゃないかというような感じがするわけですが、林業労働者を確保するための何か方策というのはあるんでしょうか、長官。

○政府委員(馬場久萬男君) 林業労働力の減少・高齢化というものが進んでいるということはこれ

までもある申しあげたとおりでござりますが、林業の担い手の安定的確保をするということが私ども林政の重要な課題であるというふうに考えております。そのためには、從来からございますが、林業事業体の規模拡大等による体质の強化、それから高性能林業機械の導入の促進、あるいは雇用の長期化、安定化による就労条件の改善、災害の防止、労働強度の軽減等、労働環境の改善等々を重点としました施策を講じてきたところでござります。

特に、平成五年度におきましては、これまでの施策に加えまして、今回の法改正の内容であります青年林業者等養成確保資金及び林業労働福祉施設資金創設等を内容とする林業改善資金の充実のための法改正、それから流域を単位に林業事業体の体质の強化、機械化の促進、林業労働力の確保を図るために、林業担い手育成強化総合対策という政策のための林業担い手育成強化総合対策という政策のための基金の創設等々の各般の施策を講じるところであります。

また、これに合わせまして、平成六年四月から労働基準法の林業への全面適用を行なうことを内容とする労働基準法の改正案も今国会に労働省から提出されているところでございます。

このように、各方面にわたりまして予算あるいは金融その他の法制度等々の措置を総合的に活用して林業労働力の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

○新聞正次君 私、今ふつと思つたんですけれども、いろんな企業なんかでも求人をやる場合には企業のPRの映画みたいなのをやっていますね。つくつていらっしゃいます。だから、そういうような企画があれば結構なことですし、もしなれば、いつでも平たんな森林におきまして効率的に作業をするかなり大きなものでございました。これが国のような地形のところでやるにはやや重過る急速に進んでいます。これが、現在は平成四年度からさらに急傾斜地に対応した機械の連携のもとで、我が国の自然条件に適した伐出用あるいは育林用の高性能機械の開発ということを計画的に推進しているわけでございます。これまでもある程度の傾斜地に対応した林業機械といふのは開発されておりまして、普及もこのところ急速に進んでいます。これが、現在は開発ということにも着手しているところでござります。

いずれにしても、実は林業機械というのはヨーロッパ、アメリカ等ではかなり発達しているんですけど、いずれも平たんな森林におきまして効率的

に作業をするかなり大きなものでございました。

我が国のような地形のところでやるにはやや重過

ぎる、あるいは傾斜地で作業しにくいというよ

うな問題がございました。これらの改良のようないいような気がしないでもないんです。というこ

とを含めて現在機械化のための総合的な施策を推

進んでいふと、それで」無いまず

○新聞正次君　来るべき国産材時代に備えまして、木材の安定供給体制を確立するためには、木材産業の構造を改善し、木材の生産・流通の一層の合理化を進めることが重要と考えておりますけれども、林業等振興資金融通暫定措置法の改正によつて、木材産業の構造がどのように改善されるんでしょうか。

○政府委嘱(黒崎久喜男著) 林業等振興資金融資暫定措置法 従来はこの法律の適用を受けますのは、林業製造業者などが単独で合理化計画をつくるて、自分のところの仕事としての生産の合理化あるいは流通の合理化を図るというものでございました。

今回改正をお願いいたしている趣旨は、そういう

う各部門が共同して事業をやっていく。そしてその間では安定的な取引が確立するということによって事業の規模の拡大が図られるようになります。いうのが主要な点でござります。といいますのは、それぞれの事業主体、川上から川下までみんなある意味じや利害が対立するわけでござりますね。山持ちはなるべく高く木材を売りたいし、加工業者はなるべく安く買いたいしとか。これを離系列につないで安定的な取引関係にしないとなかなか国産材の流通というのはうまくいかないということで、今回はそういう構造改善を行いたいと、いうふうに考えてるわけでござります。

これによりまして、今回、川上はまず森林所有者も計画の作成者の対象に入れるとのことから始まりまして、素材生産業者、さらに木材製造業者、販売業者、そして需要先である関連事業者まで各部門の間で安定的な取引関係をつくって事業の連携を強めていきたいと思います。これによりまして、我が国の木材の生産から加工・流通までの一貫した安定供給体制が確立されるということになると思いまして、それによります木材の生産部門及び流通部門全体の構造改善が実現するのではないかとおもふておられます。

たんでございますけれども、自然環境保護と森林の利用の問題といふことになるわけでござります。私もかつて森林組合にちょっと籍を置いたことがありますのでござりますけれども、最近、ストレスの解消だとかあるいは健康増進あるいは森林浴とかいうようなことで、自由時間をそなうところで過ごされる方が非常にふえてきておるのは結構でござりますが、自然環境保護という観点からすると批判的な見方もあるわけなんですね。

そういう意味において、林野庁として自然環境保護と森林の利用の調和についてはどういうふうに考えていらっしゃるんでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 森林が木材生産の場としてばかりでなく、国土の保全、水資源の涵養等々のはかに、国民の保健休養の場にもなる。特に最近は生活のゆとり等からもそういうものを求めるという国民のニーズがあるわけでござります。これに対応するために、我々は森林の有しまず保健とか文化機能等多面的な機能を高度に発揮するのにふさわしい健全な森林を維持造成する必要があろうと思っております。

その場合に、おっしゃるように自然環境保護との間の調和というのが一番問題になるわけでござりますが、森林の形によりましてレクリエーションの場に提供するのに適する森林、あるいは環境保護のために維持した方がいい森林、いろいろなものがあるうかと思います。したがいまして、私どもは森林のあり方というのは、それぞれの地域でのその果たしている機能というものに着目をして、利用すべきものは利用し、保護するものは保護する、また森林として施業するものはしていくというふうにやつてまいりたいと思っております。

例えれば、森林の開発については保安林制度と/or>森林開発許可制度というものがございまして、そういうものによって守るべきものは環境の保全を図つていかなきゃいかぬ、あるいは公的な機能を果たすものは維持しなくちやいかぬというふうに考えております。

一方では、地元で森林をもつと多くの方々に使ってもらいたい。そこでレクリエーションをしてもらつたりあるいはリフレッシュしてもらいたいというところもあるわけでございます。その辺も地域の実情を見ながら、地域の住民の方が納得してそこで森林を活用していくことが必要かというふうに考えておりまして、そういう点で十分配慮をしてまいりたいと思っております。

○新聞正次君 こちらにいただきました林野庁の大変すばらしいパンフレットがございますね。

「森林は安らぎがある」、「森林はロマンがある」「森林は新しい発見がある」、「森林は思いきりフレッシュできる」という、大変これは結構なことをございましたし、せっかくこれが有るなんならば、これを大いにいろんなところへ持っていくっていただいてPRもしてもらいたいなと思うんで

私は実は釣りが好きでよくカナダとかあるいはアラスカあたりへ出かけるんですけれども、そういうときに必ずバトロールといいますか、ガイドといいますか、ある資格を持ったガイドが必ずついてまいります。そして、もちろん釣る量の規制もさることながら、森林のいろんな生態系のガイドもやってくれるという制度があるんですねけれども、日本の場合はそういうことは何かあるんでしょうか。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるように、一般に都市の住民の方などが森林に入つて森林でその恩恵に浴したいというときに、森林なり林業についての知識を提供したりあるいは森林内の案内、また野外の活動の指導を行うというような人が必要だということが論ぜられてまして、私どもの方では森林インストラクターを育成するということをしております。これは平成三年に森林の総合的な利用を推進するとともに、山村及び林業の活性化にも資するという目的でインストラクター制度というものをつくりました。

ただ、これは国が直接やるものではございませんで、農林水産大臣の認定を受けました公益法

人、これは社團法人の全国森林クリエーション協会というものがございますが、そこでインストラクターの資格認定試験あるいはそれを受験する人の研修等も行っておりまして、現在全国で百十六名、うち女性が十名でございますが、のインストラクターが誕生いたしまして活動をしているところでございます。この森林インストラクターというのは、自然環境保護と調和のとれた森林内のレクリエーションの推進、あるいは森林・林業に対する一般市民の理解の醸成というような面で重要な役割を果たすということが期待されておりまして、私どもとしては今後ともその資質の向上なり活動の強化に取り組んでいきたいと思っております。

○新間正次君 それでは、最後にお尋ねいたしますけれども、私のあるさと愛知県というのは、古く江戸時代から広漠と広がる山を綠化して、また、たび重なる災害跡地を復旧して、治山事業というものが大変進んでいる県だとは思っておりますが、それでもなお伊勢湾台風による後遺症も約三十余年、四十年近くたつておりますが、そのようなことがありますわけですね。

国土の開発の進展に伴いまして、このように市街地それから集落と山地が近接して、山地災害によつて直接その被害を受ける地域が増大しているような気がするんですけどござりますけれども、治山事業を積極的に実施して安全で住みよい国土を形成することが重要ではないか。安全で潤いのある国土づくりを進めるために、山地災害の防止対策についてはどのように行つてあるんでしょうか、長官。

○政府委員(馬場久萬男君) おっしゃるように、山地災害といふのは我が国では非常に多くございまして、現在我々が山地災害危険地区ということで指定していますのが全国で十八万五千カ所ほどございます。これらの山地が崩れますと大変な被害を生ずるわけでございますので、緊急を要するものから治山事業という形で未然防止のための措置をとっているところでございますが、平成三年

業が大勢を占め、林野庁の資料によると全体の八四・七%になっています。本法の改正で外材などで融資枠を広げることが即技術の維持、体質強化に結びつくものではありません。國の施策として、国内産木材を扱うこれら中小企業にさらに援助を強化し、国内産木材の振興を図るという原則を貫くべきであります。

折から木材産出国では、環境破壊、自然保護などから原木の伐採規制が強められております。この時期にこそ国内の林業振興施策に力を入れるべきであり、「国内産木材」から「木材」一般に適用を広げることは、まさに逆行していると言わざるを得ません。

以上の理由から本法案に反対を表明して、討論を終わります。

○委員長(吉川芳男君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○菅野久光君 私は、ただいま可決されました林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
最近における林業の採算性の低下等にみられるように、我が国林業・木材産業を取り巻く情勢は極めて憂慮すべき事態にある。
よって政府は、木材の生産及び流通の合理化

等を促進するとともに、木材関連産業の振興を図るため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現について万全なきを期すべきである。

一 林業をめぐる厳しい状況に対処し、林業事業体の健全な経営を維持するとともに、優秀な労働力を確保するため、流域ごとに策定する流域林業活性化基本方針に沿って、林業事業体の体質強化、機械化の促進、林業労働力の確保等各般の施策を総合的に講ずることにより、林業担い手の育成強化を推進すること。

二 「森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需給に関する長期の見通し」については、国際的及び国内的諸情勢を的確に把握して、必要に応じ改定するとともに、計画実施に必要な関係諸施策の推進に努めること。

三 林道及び造林等の林業生産基盤の整備をさらに積極的に推進するとともに、健全な森林を育成し、その有する多面的な機能の發揮を図るため、計画的に間伐を実施すること。

また、急傾斜地に対応した間伐等育林用機械の開発、流通加工施設の整備等間伐の条件整備を進めるとともに、間伐材の有効利用を促進するよう需要開発等に努めること。

四 森林施設を計画的に実施し、特用林産物関係その他地域の事業との就労の組み合わせ等を推進して雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善も含めた山村振興対策をさらに一層推進すること。

また、林業労働における災害の防止等労働安全衛生対策の充実を図ること。

五 国産材をベースとした的確な木材需給計画を樹立し、外材の秩序ある輸入を図るなど、需給の調整と木材価格の安定のための積極的な対策を講ずること。

六 充実しつつある人工林資源の有効利用を推進するため、森林所有者、素材生産・流通・

加工に携わる関係者の合意形成を図りつつ、需要者ニーズに対応し得る、品質の確保された製品の低コスト安定供給体制を整備すると

ともに、木材需要の拡大と木材産業の高度化を推進すること。

まず、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。田名部農林水産大臣。

七 本法の運用については、中小・零細林家及び事業者の利便に留意し、林業經營改善計画及び合理化計画の認定、貸出等の手続の円滑化・簡素化を期するとともに、資金需要の動向に応じた資金枠の確保等その円滑な実施を図ること。

右決議する。

以上でござります。
何とぞ委員各位の賛同をお願いいたします。
○委員長(吉川芳男君) ただいま菅野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。
○委員長(吉川芳男君) さて、本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしました。十分検討の上善処するよう努力してまいりました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求めておりますので、この際これを許します。田名部農林水産大臣。

○委員長(吉川芳男君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 次に、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合組合会法の一部を改正する法律案、漁業協同組合会併合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括し

て議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合組合会法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合会併合法の一部を改正する法律案の三法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

沿岸漁業改善資金制度は、昭和五十四年に発足して以来、沿岸漁業の経営及び生活の改善並びに漁業後継者の養成のための無利子資金の貸し付けを通じて、沿岸漁業の健全な発展と漁業従事者の福祉の向上に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、近年の沿岸漁業をめぐる情勢は、国際的な漁業規制の強化に伴って沿岸漁業の福社の向上に大きく貢献してまいりました。

しかししながら、近年の沿岸漁業をめぐる情勢は、漁業後継者の養成のための無利子資金の貸し付けを通じて、沿岸漁業の健全な発展と漁業従事者の福祉の向上に大きく貢献してまいりました。

結果たす役割が一層重要となる一方で、我が国周辺水域における水産資源の状態は総じて悪化傾向にあり、また、養殖業をめぐる漁場環境の悪化が進むなど厳しい状況にあります。このため、このよう

な状況変化に的確に対応した新たな漁業生産方式を積極的に導入し、沿岸漁業の経営を改善していくことが求められています。

また、漁業就業者の減少・高齢化が一層進行す

る中で、特に次代の漁業を担うべき後継者が著しく減少し、漁業の担い手の脆弱化が危惧されており、すぐれた技術及び経営感覚を持った担い手を幅広く養成確保することが急務となつております。

さらに、沿岸漁業改善資金の償還期間等及び保証制度につきまして、借り受け者の利便を図る観点から見直すことが求められております。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、沿岸漁業の経営の改善と次代を担う漁業者の養成確保を図る観点から本資金制度を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、最近の水産資源や漁場環境の悪化等の状況変化に的確に対応した新たな沿岸漁業の経営等の展開を図っていくために、経営等改善資金について、従来の近代的な漁業技術等の導入に必要な資金に加え、合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金を新たに貸付対象とすることとしておりま

第二に、意欲ある青年漁業者等の養成確保を図るため、現行の後継者等養成資金を青年漁業者等の範囲を新規参入者等を含む青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、沿岸漁業の経営方法または技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金とすることとしております。

第三に、経営等改善資金及び後継者等養成資金の拡充に伴い、借り受け者の利便を図るために、償還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか物的担保の提供によるることとすることとしておりま

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。続きまして、水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産業協同組合制度は、漁民及び水産加工業者との自主的な協同組織の発達を促進し、その経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることを目的として、昭和二十四年に発足いたしました。以来、水産業協同組合は、活発な活動を展開し、漁業の振興や漁村の発展に寄与してきたところであります。

しかしながら、国際漁業規制の一層の強化、我が国周辺水域における資源状態の悪化、担い手の

減少及び高齢化、金融自由化の一層の進展等、近年における我が國漁業及び漁村をめぐる情勢は大きく変化しており、漁業者及び水産加工業者の協同組織たる水産業協同組合は、組合員の負託にこだわるため、その事業活動を通じて、水産業の振興、漁村地域の活性化等の役割を一層的確に果たしていくことが強く求められているところであります。また、水産業協同組合の多くは総じて規模が零細で、取扱事業量の減少・伸び悩み、固定化債権の増大等厳しい経営状況に直面しております。

このような状況に対応して、今後とも水産業協同組合が本来の使命を果たしていくためには、その自主的努力にまつところが大きいことはもとよりありますが、制度面においても、水産業協同組合の行うことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化を図る等の改善を進めていくことが緊要となっております。

このため、今般、水産業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、漁業協同組合等の事業内容の充実等を図ることとしており、資源管理型漁業を推進する見地から、水産資源の管理を漁業協同組合等の事業として位置づけるとともに、漁業協同組合等は水産資源の管理を行ふための資源管理規程を定めることができることとしております。

また、漁業協同組合の漁業自営につき、技術の進展、漁業の担い手の減少等の状況にかんがみ、その要件を緩和することとしております。さらに、組合員のニーズに対応して、漁業協同組合等の信頼事業の実施権能を拡充することとしております。

第二に、漁業協同組合等の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとともに、学識経験者等の理事への登用の促進の観点から、正組合員以外の理事の枠を拡大することとしております。また、内部監査制によ

的確な業務運営を確保するため、監事の業務、会計監査機能の拡充等を図ることとしております。

第三に、漁業協同組合等の事業規模の拡大を図るため、信用事業、販売事業等の譲渡を円滑かつ適正に推進するために必要な規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

統きましたて、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に、適正な事業経営を行うことができる漁協を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁協の合併の促進を図ることを目的として制定されました。以来、議員提案により四回の延長を重ね、今日に至っているところであります。しかししながら、近年の我が国漁業及び漁村をめぐる状況の変化の中で、漁協が、組合員ニーズの多様化等に対応した健全な事業運営を図るとともに、漁業の振興及び漁村の活性化に積極的に取り組んでいくためには、その経営基盤の安定強化が喫緊の課題となっておりますが、全国的には市町村区域未満の漁協が約八割存在するなど、いまだ脆弱な小規模組合が多数存在しているといった状況にあります。

政府いたしましては、このような状況を踏まえ、漁協の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成十年三月三十日までとする改正を行います。

月三十一日までとすることとしております。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の障害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を求める件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業協同組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業協同組合連合会専務理事稻垣大雄君、全国漁協労働組合協議会議長藤井幸雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよならに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

月三十一日までとすることとしておき、
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが
合併の届需要因にてつて、これら、合併及び事務等

月三十一日までとするとしてあります。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが
合併の障害要因とならないよう、合併及び事業移
管計画で定める事項として、共同漁業権の放棄を

月三十一日までとすることとしてある。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが、
合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営
當計画に定める事項として、共同漁業権の放棄を
たは変更の手続に関する事項を追加するとともに、

月三十一日までとするとしてある。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営合計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う款の作成等に当たっては、当該事項

第三十一回 おまかせすることとしてある
合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営
計画に定める事項として、共同漁業権の放棄を
たは変更の手続に関する事項を追加するとともに、
当該合併及び事業経営計画に従い合併をする
ために行う定款の作成等に当たっては、当該事項
の内容を定款に記載しなければならないこととし
てあります。

月三十一日までとするとしてあります。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併を行なう定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしておりります。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たつては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

月三十一日までとするとしてあります。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び過去の特例措置の適用期限を改正す

第三に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

月三十一日までとするとしてあります。
第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。
第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

第三に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従った漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

月三十一日までとすることとしてあります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

第三に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

月三十一日までとすることとしてあります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

第三に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君)　この際、参考人の出席を求める件についてお諮りいたします。

第三に、合併及び事業經營計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業經營計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君)　以上で趣旨説明の聽取終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を請求する件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業協同組

月三十一日までとすることとしてあります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を求める件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業協同組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業協同組合連合会専務理事植田大雅君、全国漁労労働組合連合会専務理事植田大雅君、全国漁労労働

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従った漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を請求する件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業協同組合協議会議長藤井幸雄君を参考人として出席を

月三十一日までとすることとしてあります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を求める件についてお詫びいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業協同組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業協同組合連合会専務理事稻垣大雄君、全国漁協労務組合協議会議長藤井幸雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従った漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を要する件についてお詫びいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業協同組合連合会専務理事稻垣大雄君、全国漁協労働組合協議会議長藤井幸雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

月三十一日までとする」とすることとしてあります。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが合併の阻害要因とならないよう、合併及び事業経営計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) この際、参考人の出席を求めに関する件についてお諮りいたします。

ただいまの三案の審査のため、来る十三日の委員会に、広島大学教授地井昭夫君、全国漁業協同組合連合会専務理事原昭君、北海道指導漁業振興組合協議会議長藤井幸雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよなら御異議ございませんか。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

紹介議員 中尾 則幸君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第七四九号)(第七五〇号)(第七六一号)(第七六五号)(第七七五号)(第七九四号)(第七九五号)

第七四九号 平成五年三月二十二日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第七四九号)(第七五〇号)(第七六一号)(第七六五号)(第七七五号)(第七九四号)(第七九五号)

紹介議員 現田博

紹介議員 首野 久光君

米等農畜産物の関税化(輸入自由化)に絶対反対し、我が国の農村の自然・環境・景観を維持し、国土を保全し、農業の健全な発展及び国民食料の安全と長期安定確保を図るために、「食料安全保障」の国会決議がされた。

理由

米等農畜産物の関税化(輸入自由化)は、日本農業に大きな打撃を与える農業の崩壊はもとより、農村経済や社会を疲弊させ、自然・環境・景観の維持や国土の保全、さらには国民食料の安全や長期安定確保に重大な支障を来す結果となることは必至である。農業の健全な発展と農民生活の安定及び国民食料の安全と長期安定確保を図る食料自給率の向上並びに農村の自然・環境・景観の維持、国土の保全を図るため、米等農畜産物の関税化(輸入自由化)に絶対反対し、「食料安全保障」の国会決議を実現するよう強く求めるものである。

第七五〇号 平成五年三月二十二日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第七四九号)(第七五〇号)(第七六一号)(第七六五号)(第七七五号)(第七九四号)(第七九五号)

紹介議員 佐藤昌子

紹介議員 中尾 則幸君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

一、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

第七六五号 平成五年三月二十三日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

紹介議員 石王巖 外十名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七七五号 平成五年三月二十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

紹介議員 本多義一 外四名

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七七五号 平成五年三月二十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

紹介議員 上実 外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七九四号 平成五年三月二十五日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

紹介議員 上実 外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七九五号 平成五年三月二十五日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

紹介議員 佐藤昌子